

吉賀町告示第96号

令和元年第3回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月19日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和元年9月6日

2 場 所 吉賀町議会議場

---

○開会日に応招した議員

松蔭 茂君	三浦 浩明君
桜下 善博君	桑原 三平君
中田 元君	大多和安一君
河村 隆行君	大庭 澄人君
河村由美子君	庭田 英明君
藤升 正夫君	安永 友行君

---

○9月9日に応招した議員

---

○9月10日に応招した議員

---

○9月13日に応招した議員

---

○9月30日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和元年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和元年9月6日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和元年9月6日 午前9時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 要望第5号 社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書
- 日程第6 要望第7号 町政活性化に関する要望書
- 日程第7 発議第5号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書(案)
- 日程第8 認定第1号 平成30年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第2号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第8号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第9号 平成30年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第17 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第18 議案第52号 吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第53号 大野原運動交流広場の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第54号 動産購入契約の締結について
- 日程第21 議案第55号 吉賀町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第22 議案第56号 吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第57号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第58号 吉賀町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第59号 吉賀町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第60号 吉賀町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第61号 吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第62号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第63号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第64号 吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第65号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第66号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第67号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第68号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第69号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第70号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第71号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第38 同意第1号 吉賀町功労表彰者の選定同意について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 要望第5号 社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書
- 日程第6 要望第7号 町政活性化に関する要望書
- 日程第7 発議第5号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）
- 日程第8 認定第1号 平成30年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第2号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第10 認定第3号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第8号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第9号 平成30年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第17 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第18 議案第52号 吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第53号 大野原運動交流広場の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第54号 動産購入契約の締結について
- 日程第21 議案第55号 吉賀町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第56号 吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第57号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第58号 吉賀町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第59号 吉賀町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第60号 吉賀町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第61号 吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第62号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第63号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第64号 吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第65号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第66号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第33 議案第67号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第34 議案第68号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第35 議案第69号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第36 議案第70号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第37 議案第71号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）  
日程第38 同意第1号 吉賀町功労表彰者の選定同意について

---

出席議員（12名）

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	岩本 一巳君	副町長 ……………	赤松 寿志君
教育長 ……………	光長 勉君	教育次長 ……………	大庭 克彦君
総務課長 ……………	野村 幸二君	企画課長 ……………	深川 仁志君
税務住民課長 ……………	齋藤 明久君	保健福祉課長 ……………	永田 英樹君
産業課長 ……………	山本 秀夫君	建設水道課長 ……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長 ……………	栩木 昭典君	出納室長 ……………	中林知代枝君

---

午前9時05分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しております

すので、令和元年第3回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番、庭田議員、11番、藤升議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。6番、大多和議会運営委員長。

○議会運営委員長（大多和安一君） おはようございます。8月30日に開催されました議会運営委員会で決定しました会期ですが、9月6日、本日金曜より9月30日までの25日間としたいと思っております。

詳細につきましては、別途報告したとおりでございます。

以上です。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） お諮りします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から9月30日までの25日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から9月30日までの25日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配布資料のとおりです。

また、陳情第9号九郎原常国・樋ノ谷川の改修工事に関する陳情及び要望第6号（仮称）産地化推進支援金制度化の要望書は、お手元に配付した陳情請願要望等文書表のとおりです。

陳情第9号及び要望第6号は経済常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしました。

---

#### 日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日、令和元年の第3回の定例会を招集しましたところ、全議員御出席いただきまして大変ありがとうございました。

行政報告の前に、本日上程をいたします議案について、まず申し上げておきたいと思います。

本日上程する議案は、全部で31件となっております。内訳といたしましては、平成30年度一般会計及び特別会計に係る決算認定が9件、例年行っております財政指標に係る報告が1件、それから指定管理者の指定に係る案件が2件、それから動産購入契約に係る案件が1件、条例の制定、それから一部改正が10件、特別会計及び一般会計補正予算が7件、町の功労表彰者の選定に係る同意案件が1件ということでございます。

この後、順次上程をさせていただきますので、慎重審議の上、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げておきたいと思います。

それでは、お手元の配付資料によりまして、町長動静報告をさせていただきます。今回報告いたしますのは6月12日から昨日までの期間の内容でございます。

1ページでございます。6月の12日水曜日に6月定例会を招集させていただきまして、会期は19日水曜までの会期でございました。

その間でございますが、6月の15日には、吉賀高等学校の支援協議会の総会を、七日市の林業センターで開催をさせていただきました。

16日の日曜日は、恒例の水源祭り、18日は町議会の全員協議会を行ったところでございます。

6月の20日・21日でございます。御案内のとおり、5月の12日に七日市で発生いたしました火災に当たりまして、ボランティアの方に御尽力をいただいた関係がございましたので、まず20日には、益田市、津和野町、岩国市の社会福祉協議会のほうへお礼の御挨拶に御訪問させていただきました。翌日21日には、鳥取県日野にございますボランティアネットワーク、それから鳥根県の社会福祉協議会本部でございますが、松江市、それから鳥取県のほうへ訪問させていただきました。

その足、松江で行われました町村会の県知事との意見交換会、その前段では、六日市病院にかかわります案件で、県庁の健康福祉部、地域振興部のほうへ訪問させていただいたところでございます。

23日の日曜日でございます。吉賀町消防団の操法大会並びに夏季訓練が開催をされました。

26日の水曜日でございます。6月の下旬をもちまして、重富前理事長御勇退ということがございました。最後の病院への御来町ということでございましたので、病院のほうで理事長と面会

をさせていただいてお礼を申し上げたところでございます。

その日のところで、株式会社ジュンテンドーとの包括連携協定の締結式を行いました。

2ページ目でございます。同日でございますが、町内郵便局との包括連携協定に基づきます郵便局とのまちづくり協議会を開催をしております。

7月に入りまして1日でございますが、7月が御案内のとおり社会を明るくする運動の強化月間でございますので、初日になります1日にメッセージの伝達式が行われたところでございます。

7月の4日は臨時議会を招集いたしました。

同日に、御逝去されました河野鶴雄様に対しまして叙位が授与されましたので、その伝達を御自宅において行ったところでございます。

同じく4日でございますが、かねてからの懸案事項でございました医療介護のあり方検討会議第1回の会議を開催をさせていただきました。役場、六日市病院、そして島根県の関係者一堂に会しての会議でございました。以後、事務方の専門部会の開催をしているところでございます。

7月7日の日曜日は、山陽柿木会の総会が広島で行われました。

8日の月曜日でございます。同じく六日市病院の案件で、県庁の健康福祉部におられます木村医療統括監のほうと面会をさせていただいたところでございます。

同日は、あわせて益田地区の期成同盟会の島根県の要望活動を松江で行いました。

9日は、益田地区広域事務組合の理事会、10日は郡内の事務組合と不燃物処理組合、それぞれ臨時会の招集があったところでございます。

3ページに入りまして、7月の17日でございます。島根県の松尾顧問並びに隠岐石見地域振興室の職員が来庁されて意見交換を行ったところでございます。

21日は大雨の警戒待機でございました。

23日の火曜日でございます。広域事務組合の臨時議会、24日は島根県の町村会の定期総会が邑南町で行われ、25日は全国治水砂防島根県支部総会の通常総会と鹿足土木協会の要望活動等を松江市で行いました。

28日の日曜日でございます。浜田市の金城町で島根県消防操法大会が行われました。残念ながらまといの獲得はなりませんでしたでしたが、ポンプ車並びに小型ポンプ、本当にすばらしい操法を披露していただいたところでございます。

7月の31日は、益田地区期成同盟会の中央要望活動ほかで上京したところでございます。

3日の土曜日は、年金友の会の六日市支部総会が行われました。

4ページに入りますが、先ほど申し上げました5月の火災に伴いまして意見交換会を行うということでございましたが、この日の夕刻、第1回目の交換会を開催させていただきました。

なお、第2回目につきましては、今月中のところで開催をするところで、今準備をしていると

ころでございます。

7日の水曜日でございます。包括連携協定をしておりますモンベルのほうから辰野会長並びにエコノミストの藻谷浩介氏が御来庁して、町内の視察等をしていただいたところでございます。

10日の土曜日は、中村県議会議員の議長就任の祝賀会に出かけました。

8月の14、15、お盆でございましたが、台風10号の襲来によります警戒待機ということございまして、これに伴いまして、書いてございせんが、15日の開催予定の成人式につきましては延期させていただいて、年が明けて1月の3日の開催ということで決定をさせていただきました。

20日は、臨時議会を招集をしております。

23日、広島テレビ新広島と広島東洋カープのほうへ訪問させていただきました。とりわけ、広島東洋カープにつきましては、今度9月の中旬に、球団主催の「わがまち魅力発信隊事業」というのを吉賀町をやっていただきますので、そのお礼とお願いにお伺いをしたところでございます。

8月24日の土曜日から恒例の町政座談会の開催をしておるところございまして、初日となりました24日は朝倉地区、七日市地区で開催をさせていただきまして多数の方にお出かけをいただきました。

5ページでございます。26日の月曜日でございますが、院展の足立美術館賞を受賞されました吉賀町御出身で、今東京芸術大学の助教授でございますが、染谷香理さんとのコンタクトがとれましたので面会をさせていただき、あわせて澄川喜一先生とも面会をさせていただきました。

8月の28日から30日まで、足かけ3日間でございますが、大雨に伴います警戒待機でございまして、この間、29日、4,102人の署名が添えられた町政活性化に関する要望書の提出があったところでございます。

30日金曜日は、町議会全員協議会でございます。

31日の土曜日は、六日市地区の町政座談会、9月に入りまして、2日に、六日市病院の理事長ほかと事前協議を行いまして、翌3日でございますが、島根県知事、それから県庁、医療政策課となっておりますが、健康福祉部の部長を初め、関係者の皆様との事務協議なりを行ったところでございます。

9月の4日は、町村会主催の町村長と知事との意見交換会、午後は島根県の農政審議会のほうへ出席をさせていただきました。

以上、雑駁でございますが、6月12日以降、昨日までの動静報告について御報告をさせていただきました。

## 日程第5. 要望第5号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、要望第5号社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書を議題とします。

ここでお諮りをいたします。本件については、委員6名で構成し、期間を令和2年3月31日までとする六日市病院に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、委員6名で構成し、期間を令和2年3月31日までとする六日市病院に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

引き続き、委員構成について、けさほど御相談をしたところでございますが、お諮りをします。

委員については、1番、松蔭議員、2番、三浦議員、3番、桜下議員、4番、桑原議員、9番、河村由美子議員、11番、藤升議員、以上6名で構成することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

したがって、六日市病院に関する特別委員会の委員は、1番、松蔭議員、2番、三浦議員、3番、桜下議員、4番、桑原議員、9番、河村由美子議員、11番、藤升議員、以上6名で構成することに決定をいたしました。

なお、委員長、副委員長は、後日、互選により選出していただきます。

---

## 日程第6. 要望第7号

○議長（安永 友行君） 日程第6、要望第7号町政活性化に関する要望書を議題とします。

ここでお諮りをいたします。本件については、総務、経済各常任委員から3名ずつの委員6名で構成し、期間を令和元年12月31日までとする町政活性化特別委員会を設置し、これに付託して審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

本件については、総務、経済各常任委員から3名ずつの委員6名で構成し、期間を令和元年12月31日までとする町政活性化特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

委員については、後ほど各常任委員会から選出していただき、委員長、副委員長についても、後日でよろしいですが、互選により選出していただきます。

---

## 日程第7. 発議第5号

○議長（安永 友行君） 日程第7、発議第5号若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、発議第5号について、読み上げて提案をさせていただきます。

発議第5号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由といたしまして、将来にわたり、安心できる年金制度を実現し、高齢になる人たちの暮らしを支えるためであります。

意見書（案）のほうを見ていただきますとありがたいと思います。

意見書（案）、公的年金は老後の生活保障の柱であり、高齢者世帯収入の6割を占め、約5割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。高齢者の生活安定の観点から、雇用と年金の接続が制度的に確実に行われることが必要であり、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、無年金や無収入となる者が生じることとなります。

一方、若い人の非正規雇用は3割を超え、年金滞納者が増大し、やがて低年金、無年金になるおそれがあります。保険料を払ってもらおうと思うのであれば、安心できる年金制度の構築が必要です。

年金は、そのほとんどが消費に回るため、年金の増減は地域経済や地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題です。

よって、国におかれましては、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1、年金の隔月支給を毎月支給に改めること。

2、マクロ経済スライドは廃止すること。

3、物価水準が上がっても賃金水準が下がった場合に年金を引き下げる賃金マイナススライドを廃止すること。

4、年金の支給年齢は、これ以上引き上げないこと。

5、全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますというものです。

提出先といたしましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、

総務大臣としておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより提出者に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。

本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

---

日程第 8. 認定第 1 号

日程第 9. 認定第 2 号

日程第 10. 認定第 3 号

日程第 11. 認定第 4 号

日程第 12. 認定第 5 号

日程第 13. 認定第 6 号

日程第 14. 認定第 7 号

日程第 15. 認定第 8 号

日程第 16. 認定第 9 号

○議長（安永 友行君） 日程第 8、認定第 1 号平成 30 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 16、認定第 9 号平成 30 年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず認定第 1 号でございます。平成 30 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年 9 月 6 日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、認定第 2 号平成 30 年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年 9 月 6 日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第3号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第4号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第5号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第6号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第7号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第8号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第9号平成30年度吉賀町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法（昭和22年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度吉賀町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします出納室長並びに建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、これより詳細説明を求めます。

認定第1号から認定第8号は、中林出納室長より説明をしていただきます。

なお、認定第9号については、企業出納員である早川建設水道課長より説明をしていただきま

す。それでは、中林出納室長。

○出納室長（中林知代枝君） それでは、失礼いたします。ただいまから平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書の御説明を申し上げます。決算書とお手元にお配りしております参考資料を中心に御説明を申し上げます。説明にかかる時間は、およそ30分を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、一般会計決算についてです。決算書2ページ、参考資料2ページ、グラフにつきましては3ページをごらんください。

では、参考資料の2ページ中段をごらんください。一般会計、平成30年度の歳入決算額は64億9,695万7,118円、前年度比2億7,477万6,264円、4.1%の減です。下段の歳出決算額は63億3,735万8,182円、前年度比2億8,728万8,986円、4.3%の減となり、歳出のほうが前年度より減額しています。

歳入の増減要因についてですが、参考資料3ページをごらんください。上段のグラフで顕著な差を示す項目を中心に御説明を申し上げます。

まず、歳入総額のおよそ9%を占める町税についてです。前年度比331万円の減額です。内訳につきましては、決算書の12ページからごらんください。項1町民税についてです。給与所得等の伸びにより、前年度比342万円の増額、項2固定資産税につきましては、評価がえにより前年度比692万円の減額、項3軽自動車税につきましては、前年度比101万円の増額、項5入湯税につきましては「ゆ・ら・ら」の休業による影響で86万円の減額となりました。

次に、決算書14ページ下段、歳入総額の1.8%を占める款6地方消費税交付金につきましては、前年度比675万円の増額となりました。

次に、決算書16ページ、歳入総額の49.6%を占める款9地方交付税につきましては、合併算定がえの段階的な縮減により、前年度比1,410万円の減額となりました。

次は、飛びまして、決算書の22ページ、歳入総額の13.4%を占める款13国庫支出金及び款14県支出金についてです。

款13国庫支出金につきましては、前年度比5,939万円の減額となっています。項1国庫負担金が1,535万円増額となっておりますが、決算書の24ページ、項2国庫補助金、目、民生費国庫補助金で、前年度交付されました臨時福祉給付金に係る補助金2,993万円及び決算書26ページ、目7土木費国庫補助金の01社会資本整備総合交付金5,228万円の減額が主な要因となっております。

また、決算書26ページ下段の款14県支出金につきましては、前年度比507万円の減額となっております。

次に、決算書40ページ、款17繰入金についてです。前年度比4,757万円の減額となっ

ております。主には、項2基金繰入金、目3ふるさと創生基金繰入金2,450万円の増額、目8まちづくり基金繰入金7,220万円の減額です。

次に、決算書42ページ、款19諸収入についてです。前年度比8,001万円の減額です。主には、昨年まで計上されていた項、貸付金元利収入、目、衛生費貸付金収入の医療法人石州会貸付金収入6,504万円の減額が主な要因となっております。

次に、決算書46ページ、款20町債についてです。前年度比4,267万円の増額です。主には、項1町債、目1過疎対策事業債3億2,260万円の増額、決算書48ページ、目、合併特例事業債3億790万円の減額、目10土木債1,950万円の増額、目11消防債1,230万円の増額が主な要因となっております。

次に、歳出についてです。決算書50ページ、参考資料2ページ下段、それに伴うグラフは3ページをごらんください。まず、参考資料3ページのグラフをごらんいただきます。前年度比で増額となった項目は、左から1番目の議会費、1つ飛ばしまして民生費、また1つ飛ばしまして労働費、農林水産業費、2つ飛ばしまして消防費、次の教育費、災害復旧費となっており、その他の5項目につきましては全て減額となっております。

それでは、各項目の主な増減要因を申し上げます。

議会費は、前年度比588万6,308円の増額です。総務費は、前年度比2億7,684万4,414円の減額です。総務費の主な要因は、決算書56ページ、目、財産管理の昨年度まで計上してありました両庁舎改良事業費2億6,300万円の減額です。

民生費は、前年度比2億614万9,317円の増額です。主な要因は、決算書76ページ、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費の社会福祉協議会への補助金4,811万円の増額です。

決算書86ページ、目、障がい者福祉施設費、01障がい者総合支援センター整備事業費1億4,792万円の増額、目、介護保険総務費、01介護保険特別会計繰出金1,979万円の増額となります。

衛生費は、前年度比3,322万5,217円の減額です。主な要因は、決算書99ページ、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、地域医療確保緊急対策事業補助金4,312万円の減額です。

労働費は、前年度比89万9,660円の増額です。

農林水産業費は、前年度比8,470万5,010円の増額です。主な要因につきましては、決算書111ページ、項、農業費、目、農業振興費、02新農業水産振興がんばる地域応援総合事業費1,676万円の増額。決算書119ページ、項、農業費、目、農地費、01土地改良補助整備事業費2,208万円の増額です。決算書125ページ、項、林業費、目、林業振興施設費、平栃の滝森林公園管理費の4,600万円の増額となります。

商工費は、前年度比2,546万3,737円の減額です。主な要因は、決算書133ページ、項1商工費、目3都市農村交流費、01彫刻の道整備事業費2,477万円の減額となります。

土木費は、前年度比1億7,922万3,691円の減額です。主な要因は、決算書137ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目、道路橋梁維持費、01橋梁維持管理費7,951万円の減額、01除雪費6,492万円の減額。

決算書141ページ、項3河川費、目2河川改良費2,592万円の減額となります。

消防費は、前年度比369万7,318円の増額です。

教育比は、前年度比1億1,668万2,250円の増額です。主な要因は、公民館施設整備費、大野原グラウンドゴルフ場管理費、保健体育施設整備事業費など合計2億452万円の増額となりましたが、減額につきましては、小学校施設整備事業費、サクラマス交流センター整備事業費、大野原運動交流広場管理費など合計9,967万円の減額となりました。

災害復旧費は、前年度比2,626万8,181円の増額です。

公債費は、償還元金及び利子の減額により前年度比2億1,681万9,971円の減額です。

続きまして、興学資金基金特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書179ページ。参考資料4ページ。グラフにつきましては参考資料5ページをごらんください。歳入及び歳出決算額が1,503万8,122円となり、前年度比97万7,063円の増額です。

歳入につきましては、繰入金前年度比56万2,900円の減額となっており、主な要因は一般会計からの繰入金の減額です。

諸収入は、前年度比154万円の増額となっており、主な要因は貸付金元利収入の増額です。

歳出につきましては、貸付金の増額が主な要因となっております。

続きまして、国民健康保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は191ページ、参考資料は4ページ、グラフは5ページをごらんください。

歳入決算額6億9,257万5,160円、前年度比1億8,265万7,612円、20.9%の減額です。歳出決算額6億7,886万7,475円、前年度比1億6,750万3,471円、19.8%の減となりました。

歳入の主な要因です。国民健康保険の広域化による影響としまして、増額につきましては、県支出金4億5,191万円、繰越金2,838万円となりました。また、減額につきましては、国民健康保険税826万円、国庫支出金1億3,193万円、療養給付費等給付金1,971万円、前期高齢者交付金3億3,960万円、共同事業交付金1億5,494万円の減額となっております。

歳出につきましては、保険給付費は、医療費の減少により4,866万円の減額となっております。また、国民健康保険の広域化による影響といたしまして、後期高齢者支援金等から介護納

付金につきまして、平成30年度以降、歳出金額は発生しなくなりました。

次に、後期高齢者医療保険事業決算の御説明を申し上げます。決算書は217ページ、参考資料6ページ、グラフは7ページをごらんください。

歳入決算額2億2,984万875円、前年度比1億3,558万8,419円、143.9%の増となりました。歳出決算額2億2,896万6,719円、前年度比1億3,512万4,979円、144%の増です。

歳入の主な要因の増額につきましては、保険料の減額改定があったものの、被保険者の高所得者層の増により、保険料が182万円の増額となっております。また、平成29年度までは一般会計より支出してございました共通経費負担金及び療養給付費負担金につきまして、一般会計から繰り入れを行うこととしたため、繰入金につきまして1億3,357万円の増額となりました。

歳出の主な要因につきましては、一般会計から繰り入れした負担金分、広域連合納付金1億3,477万円の増額となりました。

次に、介護保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書233ページ、参考資料6ページ、グラフ7ページをごらんください。

歳入決算額11億3,000万5,629円、前年度比5,665万106円、5.3%の増額です。

歳出決算額は11億2,500万5,169円、前年度比7,149万6,954円、6.8%の増となりました。

歳入の主な要因の増額につきましては、保険料の改定により保険料が2,554万円の増額、歳出の保険給付費の増額に伴う公費負担部分が増額となり、国庫支出金1,220万円、支払基金交付金1,407万円、県支出金504万円となり、繰越金が1,856万円の増額となりました。また、減額につきましては、繰入金1,815万円が減額となっております。

歳出の主な要因につきましては、総務費1,218万円の増額、施設サービス費の増額により保険給付費5,942万円が増額となっております。

次に、小水力発電事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は265ページからです。参考資料は8ページ、グラフは9ページをごらんください。

歳入決算額8,083万917円、前年度比1,410万7,203円、21.1%の増です。歳出決算額は8,064万8,001円、前年度比1,411万2,930円、21.2%の増となりました。

歳入の主な要因につきましては、工事による影響により売電料647万円の減額、基金繰入金2,550万円が増額となっております。

歳出の主な要因につきましては、補修工事費が増額したため、総務費1,411万円の増額と

なりました。

次に、下水道事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書279ページからです。参考資料は8ページ、グラフは9ページをごらんください。

歳入決算額1億9,550万9,304円、前年度比2,116万1,842円、9.8%の減です。歳出決算額1億9,474万1,475円、前年度比2,091万4,551円、9.7%の減となっております。

歳入の主な要因につきましては、一般会計繰入金684万円、前年度計上されていた移転補償費がないため、諸収入1,540万円の減額となりました。

歳出の主な要因につきましては、下水道事業費は、立河内下水道管移設工事の終了により2,349万円の減額、公債費は257万円の増額となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書295ページ、参考資料は10ページ、グラフは11ページをごらんください。

歳入決算額6,283万5,230円、前年度比395万9,658円、5.9%の減、歳出決算額6,243万5,230円、前年度比385万8,578円、5.8%の減となっております。

歳入の主な要因につきましては、繰入金82万円の減額、町債420万円の減額となっております。歳出につきましては、事業費が減額しておりますが、町債償還元金が増額しております。

次に、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。決算書310ページ、お願いします。

310ページの一般会計につきましては、1番、歳出総額から2番、歳出総額を引いた3番、歳入歳出差引額は1億5,959万9,000円となっておりますが、翌年度への自主財源の繰り越しが1,841万4,000円ありますので、実質収支額は1億4,118万5,000円となります。

決算書311ページ、興学資金基金から、317ページ、農業集落排水事業の各特別会計につきましては、歳入歳出差引額と実質収支額は同額となっておりますので御確認ください。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。決算書318ページをお願いいたします。

それでは、土地建物の異動につきまして御説明申し上げます。

まず土地についてです。一番左の縦書きで、1、行政財産、2、普通財産の欄があります。その1、行政財産、その他の施設52平米についてですが、旧備中屋跡地の町営駐車場用地購入による増になります。

次に、2、普通財産の宅地の218.21平米につきましては、売却による減99平米及び工事道路用地の購入及び寄付317.21平米の増となります。

次の普通財産田畑の2、2,132平米及び山林の1,567平米及びその他592.53平米

につきましては、工事道路用地の購入及び寄付、朝倉公民館用地の購入に係る増となります。

次に、建物の増減についてです。1、行政財産の木造の上段7.76平米につきましては、立河内自治会へ旧消防車庫を譲渡したことによる減となります。

その下ですが、257.6平米につきましては、沢田公営住宅の新築による増です。その下、2、普通財産その他の78.16平米につきましては、柿木バス停留所トイレ、スポーツ公園及び町民六日市体育館の屋外トイレ新設による増となります。1、行政財産建物の非木造の443.2平米につきましては、沢田公営住宅の解体による減となります。

決算書319ページ、(2)山林につきましては、面積の変動はございませんが、立木は増加率5%で計上しております。(3)物件、(4)有価証券、めくっていただいて、320ページ、(5)出資による権利ですが、異動はございません。

次に、321ページ、2、物品については、単価おおむね1件が100万円以上のものを掲載しております。平成30年度は小型動力ポンプ付積載車及び生活保護システムの買い換え、322ページ、給食センターの電気回転窯の買い換え、323ページ、Jアラート小型受信機を購入しております。

次に、324ページ、3、債券についてです。一番右側の決算年度末現在高は、平成31年3月31日現在の現在高です。社会福祉士及び介護福祉費修学資金貸付金につきましては、返済免除により520万円の減額、貸付金869万円が増額となり、年度末現在高が5,214万円となっております。サンエム定住促進施設建設貸付金につきましては、前年度末と同様の金額の2,100万円となっております。

次に、325ページ、4、基金についてです。これも平成31年3月31日現在の現在高です。平成30年度出納整理期間中は含まれておりませんので御注意ください。

まず、(1)財政調整基金です。有価証券については変動はありませんが、期間中の利子119万5,000円が増額となっております。(2)学校基金の立木は、1年増加率5%で推計し、計上しております。(3)国民健康保険事業基金から(7)地域福祉基金までは利子の増額となっております。(8)ふるさと水と土保全対策基金につきましては、利子が1,000円未満であったため計上しておりません。

めくっていただいて、326ページ、(9)人材育成基金は利子の増額となっております。

(10)介護給付費準備基金は利子2万1,000円の増額及び4,194万2,000円を取り崩したため減額となっております。(11)小水力発電事業基金は利子1万1,000円の増額及び4,088万6,000円を積み立てて増額となっております。(12)興学資金基金は変動がありませんでした。(13)まちづくり基金につきましては、有価証券については年度中に満期を迎えたため、現金積み立てを行っております。利子392万2,000円及び有価証券の満

期を含めた積み立て5億9,901万円の増額、2億2,780万1,000円を取り崩したため減額となっております。(14)ふるさと応援基金は、積み立て543万9,000円の増額、114万3,000円を取り崩したため減額となっております。

以上、平成31年3月末日の基金の合計額は37億2,790万6,000円となります。

次のページからは、参考資料として令和元年5月31日現在の現在高を掲載しております。参考ですので、ごらんいただければと思います。

以上で、平成30年度決算書の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長(安永 友行君) ただいま認定第1号から8号の説明が終わりましたが、認定9号については休憩後に行います。

ここで10分間休憩します。

午前10時03分休憩

.....  
午前10時14分再開

○議長(安永 友行君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

決算認定の説明が残っております。

認定第9号を早川建設水道課長のほうから説明をしていただきます。早川建設水道課長。

○建設水道課長(早川 貢一君) それでは、私のほうから吉賀町水道事業会計の決算書の説明をさせていただきますと思います。別冊の決算書をお開きいただきたいと思います。

9ページをまずお開きいただきたいと思います。平成30年度吉賀町水道事業報告書でございます。吉賀町におきましては、平成29年4月1日より吉賀町水道事業が発足をし、2年を経過することになりました。地方公営企業法が適用される上水道事業となり、会計制度も大きく変わることになったわけでございます。

まず、中段、給水状況についてでございます。平成30年度末の給水人口は5,989人で114人の減少、年間配水量は84万2,303立方メートルで、2万319立方メートルの減少となりました。また、年間有収水量率は79.24%となり、昨年より5.24%減少いたしました。

昨年、つまり29年度は給水人口や加入件数が増加をいたしました。今年度、30年度は一転して減少という結果となりました。

その下でございます。建設改良事業についてでございます。本年度施工いたしました主な事業は、国道187号線の水道管移設工事でございます。これは、大野原地内でございます。県工事の繰り越しに伴い、当該工事も繰り越しとし、30年度完了となったわけでございます。

また、水道施設の老朽化に対応するため、管路の更新工事の実施に伴う設計業務といたしまし

て、柿木地区配水管布設替え実施設計業務及び大野原地区の配水管布設替え実施設計業務を実施したところでございます。

続きまして、財政の状況でございます。収益的収入の総額は2億4,382万2,000円、収益的支出の総額は2億3,194万2,000円となりました。この結果、1,188万円の当年度純利益を計上し、同額が当年度未処理利益剰余金となりました。なお、本年度の消費税及び地方消費税の納付額は395万円となりました。

資本的収入の総額は1億428万3,000円、資本的支出の総額は1億5,297万9,000円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4,869万6,000円は引継金1,315万6,000円、過年度損益勘定留保資金3,554万円で補填をしたものでございます。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。平成30年度吉賀町水道事業損益計算書でございます。通称P Lと呼ばれているものでございます。損益計算書は1年間における経営成績を明らかにした書類でございます。最下段をごらんいただきたいと思います。二重線で引かれているところがございますが、1,188万999円となっております。この金額が先ほどお示しをいたしました当年度純利益であり、当年度未処理分の利益剰余金でございます。

なお、23ページから25ページにかけては、費用明細を載せておりますので、お読み取りをいただきたいと思います。

4ページをお開きいただきたいと思います。平成30年度吉賀町水道事業剰余金計算書でございます。表の真ん中、上段でございますけれども、剰余金と大きく欄をとっているところがございます。その下には資本剰余金、それから右側には利益剰余金という欄があるかと思っております。利益剰余金をごらんいただきたいと思います。利益剰余金の中の真ん中より右寄りのところに未処理利益剰余金とございます。この分を下がっていただきまして、当年度純利益、一番下から2番目のところでございますけれども、1,188万999円を計上しているところでございます。

前年度分の積立金、利益積立金でございます。その欄の左側でございますけれども、一番最下段でございますが、331万2,139円、これは、前年度積み立てたものでございまして、それとあわせまして1,188万999円を合計いたしますと、その欄の一番右側といいたしましうか、一番右よりも一つ手前の欄でございますけれども、利益剰余金の合計でございます。1,519万3,138円となっております。この部分が合計額ということになります。

ページを進んでいただきまして5ページでございます。平成30年度吉賀町水道事業剰余金処分計算書案でございます。先ほど上がりました剰余金のお金でございます。1,188万999円を真ん中の欄でございますけれども、建設改良積立金へ積み立てをしたいということで

ございまして、未処分利益剰余金のほうよりマイナスをつけまして、この建設改良積立金へ積み立てをしたいというものの案の計算書でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。平成30年度吉賀町水道事業貸借対照表でございます。通称BSというふうに呼ばれているものでございます。事業の財務状態をあらわす書類でございます。大きく資産の部、負債の部、資本の部の3つからなっておりますのでございます。

まず、上段の資産の部でございます。1、固定資産、そして2、流動資産からできております。固定資産は、一般に土地や建物、構築物、機械設備等でございます。2の流動資産につきましては、一般的に現金、受取手形、売掛金、商品等々、有価証券等が上げられますが、今回、上げておりますのは、現金預金でございます。

まず、1の固定資産については、27ページの固定資産の明細書を載せておりますので、内容につきましてはお読み取りをいただければというふうに思います。

ページをお戻りいただきまして、6ページをごらんいただきたいと思います。2の流動資産でございます。(1)現金預金1億4,306万9,278円でございます。これは、22ページをお開きいただきたいと思いますが、平成30年度吉賀町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。この一番最下段にございます二重線で引かれている部分1億4,306万9,278円に一致いたします。このキャッシュフロー計算書でございますが、通称CFというふうに呼んでございますが、発生主義に基づき作成をされる損益計算書では、収益は現金収入のときではなくて現実のとき、例えばサービスを提供したときに認識されることから、書類上の金額と現金に差異が生じることになります。資金の流れをつかむために作成される書類でございまして、平たく申しますと、現金預金がいかにあるかを見る資料ということでございます。

ふたたび6ページにおもどりいただきたいと思います。資産合計額は二重線になっております。26億9,746万572円でございます。

続きまして、中段の負債の部でございます。3、固定負債、そして4の流動負債に分かれております。固定負債は、13億2,337万3,840円です。これは、1年以内に支払いが想定されていない負債で、建設改良等の財源に充てるための企業債でございます。

続きまして、流動負債でございます。1億1,365万7,547円でございます。これは、1年以内に支払うことが想定される負債で、企業債や未払い金、引当金などからなっております。

固定負債の企業債13億2,337万3,840円と流動負債の企業債1億1,365万7,547円を合計いたしますと14億3,703万1,387円となります。この金額は28ページをごらんいただきたいと思います。企業債の明細書を載せております。ここに明細が載っておりますので、お読み取りいただきたいと思います。今申しました金額が一番下の金額、数字が載っております一番右側の金額と一致をするというものでございます。

ふたたびページを戻っていただきたいと思います。その下、資本の部でございます。6ページでございます。6の資本の金額でございますが、3億7,085万8,088円でございます。その下の7、剰余金でございます。先ほど3ページで説明をいたしました資本金と剰余金を合計いたしましたして、資本の合計額は26億9,746万572円となります。資本は負債と資本にバランスをいたしますので、そういう原則がございますので、上段の資産合計額26億9,746万572円と一致するということになります。

以上、水道事業の決算書について説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、認定第1号から第9号までの詳細説明が終わりました。

ここで、上田代表監査委員さんに出席いただいておりますので、平成30年度吉賀町各会計決算審査意見について監査委員さんのほうから報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 代表監査委員の上田でございます。去る8月27日、町長宛、平成30年度各会計決算審査意見書を提出いたしました。本日は、その決算審査意見書を読み上げまして、議会への報告をさせていただきます。

表紙をはぐっていただきまして1ページでございます。平成30年度吉賀町各会計決算審査意見書、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成30年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算及び附属書類について審査をした結果、その意見は下記のとおりである。

記、1、審査の期間、令和元年7月3日から令和元年8月27日までの間、30日間。

2、審査の対象、平成30年度吉賀町一般会計歳入歳出決算書、平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算書、平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算書、平成30年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算書、平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、平成30年度吉賀町水道事業会計決算書及び各附属書類。

3、審査の方法、（1）決算内容と提出を受けた決算関係資料、証拠書類等との照合、（2）各課及び教育委員会、委託事業、単独事業等その全てについての審査は不可能のため試査を実施し、122件を抽出、審査対象とした。（3）審査の内容については、試査、抽出の範囲に主体を置いた。

4、審査に当たっての留意点、（1）共通事項、決算書、決算事項別明細書及び附属書類については、計数に誤りはないか、財政運営、財産管理は適切に行われているか、予算の執行は関係法令に従い効率的になされているか等に主眼に置いた。（2）歳入、①収入成績、②予算執行率

の著しく増減している科目についてのその原因調査、③違法、不当な収入の有無、④未納整理の状況、(3)歳出、①違法、不当な支出の有無、②目的どおり適正執行されているか、③怠慢なく効果的に執行されているか、(4)その他、①実質収支に関する調書の確認(毎月実施している例月審査を含む)、②公有財産(有価証券、出資証券、物品、債券、基金)に関する確認、③各種契約締結上の適否審査、④各財政援助団体の決算書における町補助金の収支経理状況の審査。

5、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、及び付属書類等の計数はそれぞれの関係資料及び証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、適正なものと認めた。

6、審査意見、審査の結果についてその意見は、別紙、決算審査意見のとおりである。

次に、決算審査意見でございますが、これにつきましては要点のみ説明して、御報告させていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

まず、決算の総括でございます。決算の規模は歳入89億359万2,000円、歳入が87億2,306万円であり、これは29年度決算と比較すると、歳入が3.0%の減、歳出が2.9%の減となっております。これは、主に29年度事業でございました役場庁舎改修事業、それから立河内地区集会所建設事業の事業終了等が影響しております。

なお、町債につきましては、今年度発行額が10億8,200万円、償還は、元金が8億7,200万円及び利子1億円で、30年度末現在高は2億1,000万円ふえまして119億7,900万円となっております。

次に、財政状況でございます。主な財政指標につきましては、5ページの表の2を御参照いただきたいと思っております。そのうち将来負担比率につきましては、平成30年度は53.7%で、平成29年度に対して13.2ポイント増加しております。実質公債比率3カ年平均につきましては、平成30年度が5.8%で、平成29年度に比べて0.5ポイント上昇しております。実質公債比率の単年度につきましては6.6%で、平成29年度より1.5ポイント上昇しております。経常収支比率につきましては、平成30年度は89.4%で前年度より1.1ポイント減少しております。公債負担比率でございますが、平成29年度より2.8ポイント減少し、14.1%でありました。これは、平成30年においては繰り上げ償還を行っていないことが影響していると思われまます。積立金現在高比率につきましては、平成29年度より基金現在高が1億2,100万円減少して1.8ポイント下がっております。

地方債現在高比率につきましては、平成29年度より14.2ポイント上昇して219.3%でございました。これは、過疎債等の新規発行額が10億1,700万円に対して償還額は6億500万円と、地方債現在高が4億1,200万円増81億9,300万円となって、分母となる標準財政規模が前年度より5,800万円減少したためであります。

次に、各会計についての状況でございます。一般会計につきましては、歳入総額が64億9,695万7,000円、歳出総額が63億3,735万8,000円、差引残高が1億5,959万9,000円で、実質収支額は1億4,118万5,000円ということになっております。

歳入構成状況については、表3を見ていただきたいと思います。次に、歳出でございますが、予算現額69億1,673万2,000円に対し、支出済額が63億3,735万8,000円、91.6%となっております。翌年度繰越額が1億8,748万2,000円で、不用額は3億9,189万2,000円、5.7%となっております。歳出の状況につきましては、表のとおりでございます。

次に、興学資金基金特別会計でございますが、1,503万8,000円で歳入歳出とも同額でございました。歳入歳出の状況については、表のとおりでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入総額は6億9,257万5,000円、歳出総額は6億7,886万7,000円、実質収支額は1,370万8,000円でございます。

歳入の状況ですが、前年度より20.9%減少して歳入総額は6億9,257万5,000円でございます。これは一般会計からの繰入金、あるいは国民健康保険税の減少が影響していると思っております。国民健康保険税の未納額につきましては、現年度分が454万1,000円と38万9,000円減少して、滞納繰越分が前年度より37万7,000円多い1,231万9,000円となっております。

次に、歳出の状況でございます。歳出総額6億7,886万7,000円のうち、保険給付費が4億8,026万2,000円で、歳出総額の70%ございました。これを1人当たりいたしますと39万2,000円ということで、昨年度に引き続き、県下でも最も低い数字の割合の保険給付費となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計でございます。歳入総額は2億2,984万1,000円、歳出総額は2億2,896万7,000円で、実質収支額は87万4,000円、歳入の状況でございますが、表10のとおりでございます。被保険者数が1,617人で前年度より8人ふえております。歳出の状況でございます。表のとおりでございますが、医療給付費につきましては、1人当たりの給付費が91万7,000円となっております。ここ数年、県下でも最も高い数字に推移しております。

次に、介護保険事業特別会計でございます。歳入総額が11億3,000万6,000円、歳出総額は11億2,500万5,000円、実質収支額は500万1,000円ということでございます。歳入状況につきましては、表12のとおりでございます。歳出につきましても表13のとおりでございます。このうち保険給付費が87.4%で、9億8,291万1,000円となっ

ております。

保険給付費のうち、前年度より大きく伸びましたのが地域密着型介護サービスと施設介護サービスでございまして、それぞれ12.3%、8.0%、大幅な伸びになっております。

次に、小水力発電事業特別会計でございまして。歳入総額が8,083万1,000円、歳出総額が8,064万8,000円で実質収支額は18万3,000円でございます。歳入の状況については、表15のとおりでございますが、30年度は発電所の補修工事のために運転停止がございましたので、発電率が0.86となって発電量が若干減少しております。歳出については、表16のとおりでございます。

次に、下水道事業特別会計でございまして。歳入総額が1億9,550万9,000円、歳出総額が1億9,474万1,000円で、実質収支額は76万8,000円でございます。歳入状況、歳出状況については、表17、18のとおりでございます。ただ、下水道事業特別会計につきましては、各会計に対する、監査でも述べておりますが、未済額が年々ふえておりまして、平成30年度の未済額252万8,000円につきましては、平成26年度の約倍となっております。滞納繰越分の回収につきましては、だんだんふえていく状況にありますので、ぜひこれから取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、農業集落排水事業特別会計です。歳入総額が6,283万5,000円、歳出総額が6,243万5,000円、実質収支額が40万円ということでございます。歳入歳出については、表20、21のとおりでございます。加入状況につきましては、柿木87.4%、初見新田92%と前年度より若干ふえております。

次に、水道事業会計でございまして、収入総額が3億5,141万8,000円、支出総額が3億8,134万7,000円で、純利益が1,188万1,000円でございます。先ほどの御説明ありましたが、資金収支差額が1億4,306万9,000円でございますので、資金収支、キャッシュフローにつきましては特に問題ないと思われませんが、今後の更新費用等を考えると、今、一層の努力を期待したいというふうに思っております。

次に、各会計に関する監査状況については省略をさせていただきます、33ページ、共通事項に関する監査状況からふたたび御説明を申し上げます。

まず第1、吉賀町職員の平成30年度の年次有給休暇取得状況を見ますと、平均付与日数が36.8日で取得日数が13.3日、取得率が36.2%でございまして、この数値は前年より若干上昇はしておりますが、取得日数10日未満の職員が36名、取得日数5日以内の職員7名を数えております。

吉賀町特定事業主行動計画では、休暇の所得日数の目標値を15日としておりますので、ぜひこの目標値に届くよう、これからも努力していただきたいと思っております。

超過勤務時間につきましては、月当たり20時間を超える、そういった勤務、常態化している職員が年々ふえております。これにつきましては、超過勤務時間の偏在とか、あるいは事務事業の実態、その事務分掌等をもう一度精査を通じて、事務の効率化を目指して働きやすい職場環境づくりにつなげていかれたらというふうに思っています。

税金及び使用料等の収入未済額の発生状況は37ページの表25、26のとおりでございます。一般会計と特別会計等の現年度と滞納繰越分あわせた未済額が8,349万9,000円と112万1,000円改善しております。部署によっては勤務時間外の滞納者への訪問活動とか、あるいはまた債権共同徴収対策委員会等での情報共有、あるいは強制執行等の対策も講じられておりますが、収納率アップにはつながっていないというのが現状でございます。

これに対しましては、債権管理部門の設置、あるいは債権管理者の配置を検討し、納税の公平公正さに向けた対策の強化を図っていただきたいというふうに思っております。

抽出監査における事業契約の締結状況でございますが、契約総数232件のうち一般競争入札が16件、指名競争入札が67件、随意契約が147件、その他2件となっております。随意契約の中で、見積もり1社のケースにつきましては、専門性や委託業務及び指定管理料等のやむを得ない事情によるものがほとんどでございます。

ただ、業務の内容、仕事の流れなど深く考慮いたしまして、見積もり対象に町内事業者を加えるとか、あるいは加えることができないときはその理由を第三者にもわかるように示すと同時に、吉賀町中小企業小規模企業振興基本条例に則った取り組みに、今後努めていただきたいというふうに思います。

基金の状況については、40ページの表28のとおりでございますが、平成30年度末現在は、34億7,505万6,000円、前年度末より1億4,752万8,000円の減となっております。中期財政計画によれば、基金の取り崩しは今後も続いて、令和5年度には18億7,300万円まで減少するというふうに推測しております。基金は特定の目的のための財産の維持でございますので、今後も取り崩しに際しては財政状況を勘案しながら慎重な対応に努めていただきたいというふうに思います。

補助金等の交付及び助成事業の執行に関しては、法令とおりに行っておられますが、事業の検証を定期的に行って、より効果的な事業支援につながるように今後努めていただきたいとします。また、予算に比べて非常に執行率の小さい補助事業がございますので、そういった事業については、事業の中止を含めた抜本的な対策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、工事発注に際し、工事図面と見積もり参考資料が異なる事例が見られました。工事発注に係る設計図書及び見積もり参考資料等の取り扱いについては、町としての統一的な見解を示して発注者としての責任を果たしていただきたいというふうに思います。

次に、総括でございます。この総括につきましては、全文を読み上げて報告とさせていただきます。

平成30年度の決算審査を実施し、一般会計、特別会計、共通事項等の監査状況を述べてきたところであるが、評価し、さらに推進すべき点、改善、検討すべきと思われる事項について、提言として次のとおり総括する。

第1、財務事務は的確に処理されており、決算書並びに各調書等に記載された計数は、これまで指摘した状況や事項を除き正確であると認められる。

第2、例月出納検査については、検査の結果、本年度についても指摘事項は僅少であり、正規取扱いに対する平素の努力を評価したい。

第3、各種帳簿や資料等の数値や文言等については常にチェックを行い、誤りや不審を持たれることのないよう心がけられたい。内部牽制体制の形骸化が疑われるような事例も僅少ながら見られ、適正な事務処理等の確保に向け、事務フローやリスクの検証を定期的に行い、内部統制の強化を図られたい。

第4、主要財政指標の推移については、5ページの表2のとおりであるが、実質公債費比率の3カ年平均は平成29年度に比べ0.5ポイント上昇し5.8%、単年度では同じく1.5ポイント上昇し6.6%であった。

将来負担比率の平成29年度の40.5%から53.7%へ13.2ポイント増加している。これは、地方債残高が増加したことや、基金取り崩しによる地方債返済に充てることのできる財源が減少したためである。経常収支比率は平成29年度の90.5%から89.4%へ1.1ポイント改善した。これは、分母となる経常一般財源収入が前年度比6,000万円の減少であったものの、分子となる経常一般財源支出が前年度比1億2,000万円の減少となったためである。中期財政計画でもあるように、人口減や普通交付税等の減少は今後も恒常的に続き、それに伴い、経常収支比率の悪化も進んでいくものと予想される。事業の見直し等も含め、より効率的な財政運営に努められたい。

第5、平成30年度末現在、職員数100人に対し臨時的任用及び短時間雇用職員を除く嘱託職員数は80人である。職員数については、第3次吉賀町定員適正化計画に則り順調に推移しているが、県からの権限移譲、新たな行政需要等による事務事業の増加に加え、行政ニーズの多様化が進み、それらの対応もあり、嘱託職員の数が大幅に増加している。今後の新たな公共サービスの展開等も考慮に入れながら、組織統治の強化に向けた組織、機構の整備、事務事業の見直しを早急に進められたい。

第6、平成31年3月31日現在、158人の外国人が住民基本台帳に登録されている。町内企業等への研修生が主で、国民健康保険等の該当がなく、登録事務以外の情報が空白となってい

る。外国人居住者への対応を派遣先企業へ丸投げするのではなく、情報を共有し、地域等との連携を図りながら、地域住民、外国人がともに安心して生活できる共生社会に向けた取り組みを進められたい。

第7、自治組織については、地区、地域によって自治に対する捉え方、かかわり方に大きな差がある。地区集会所及び自治会館は、自治振興、地域の連帯等の拠点としてさまざまな活動に利用されているが、人口減少や事業展開が困難などの理由により、指定管理者の継続を辞退する地区も出ている。こうした動きに対して、今後、地区集会所及び自治会館に維持管理、適正な配置等につき協議することとなっているが、自治区に見直しや再編、また公民館との連携等も含めた地域の活性化対策に早急に取り組まれたい。

第8、指定管理者施設については、「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」の指定管理者の年度途中での撤退という事態が発生している。また、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大は今後も十分に予想されることから、指定管理制度の円滑な運用のため、指定管理者の管理実態の検証を強化し、適切で効率的な管理運営が行われるよう努められたい。

第9、地方公会計は、正確な行政コストの把握や公共施設マネジメント等の活用を通じて、財政の効率化、適正化を図るとともに、住民や議会、外部に対してわかりやすい財務情報を開示し、説明責任を果たすことを目的としており、財政のみならず、全ての事務執行にかかわってくる。財務諸表の作成にとどまらず、財務情報の活用に向けた取り組みを今後強化し、効率的な行政運営につなげられたい。

第10、事務報告書については、おおむね適切にまとめられている。事務報告書は1年間の事業成果を外部に明らかにするとともに、事業運営の透明性を確保し、説明責任の履行を担保するものである。執行した事務事業の羅列に終わるのではなく、事業計画と事業結果の検証評価を正しく行い、各種中長期計画にも十分配慮した、わかりやすい事務報告となるよう努められたい。

第11、地方創生に関しては、人口ビジョン及び吉賀町総合戦略（平成27年度から31年度）のもと、基本目標に向けた各施策が実施されている。最終年度を控え、数値目標をクリアした事業もあり、持続可能な地域社会への実現への歩みを進めつつあると言えるが、今後も第2次吉賀町まちづくり計画（平成29年度から38年度）との整合性を図りながら、PDCAサイクルを確実に実行し、子どもを育み、子どもとともに発展するまちを目指して、吉賀町の特性、魅力を活かした事業展開、活力ある吉賀町へとつなげられたい。

以上、決算書、財務諸表、行財政執行状況及び経営管理等の審査に当たっての意見を申し述べ、平成30年度の決算審査意見とする。御多忙の中、多くの資料の提供をいただき、調査やヒアリングに御協力いただいた各部局長、職員の方々に深く感謝の意を表したい。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、上田代表監査委員さんからの決算審査意見についての報告をいただきました。

これより質疑を行います。この質疑については、一括上程をいたしましたので、一括にて質疑を行います。なお、冒頭に会計名を述べて発言をお願いします。質疑については、上田代表監査委員さんも同席されていますので、あわせて質疑は認めます。質疑ありませんか。

膨大な量でありますので、質疑についても大変かと、今聞いたばかりですので、よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

ここでお諮りをします。ただいま議題となっております日程第8、認定第1号から日程第16認定第9号については、決算審査特別委員会を設置して、これに付託審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、日程第8、認定第1号から日程第16、認定第9号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

お諮りをします。決算審査特別委員会の委員につきましては、総務、経済各常任委員会から3名ずつ、合計6名の委員で構成することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、決算審査特別委員会の委員につきましては、総務、経済各常任委員会から3名ずつ、合計6名の委員で構成することに決定をいたしました。委員については、後ほど各常任委員会から選出していただき、委員長、副委員長については、また後日になるかとは思いますが、互選により選出していただきますようよろしくお願いいたします。

---

### 日程第17. 報告第5号

○議長（安永 友行君） 日程第17、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査

委員の意見をつけて、次のとおり報告する。令和元年6月9日提出、吉賀町長岩本一巳。

健全化判断比率でございます。実質赤字比率並びに連結した赤字比率につきましては該当はございません。実質公債比率5.8%、将来負担比率53.7%でございます。

なお、それぞれ括弧書きにつきましては、下に注釈がございますように、早期健全化比率を示すものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、資金不足比率でございます。各会計とも該当はございません。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御報告を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率についての報告について説明を申し上げたいと思います。説明につきましては、参考資料を用いてさせていただきます。

資料13ページをお開きいただければと思います。参考資料13ページのちょうど中ほどに、実質赤字比率というところから説明させていただきます。

健全化判断比率、4つの指標がございます。その1つ目、実質赤字比率でございます。これは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率ということでございまして、その下に記載しておりますとおり、平成30年度決算においては実質収支が黒字であり、算定の結果、実質赤字比率は生じません。このためハイフンで表示をいたしておるというものでございます。

それから、その下、連結実質赤字比率です。これは全ての会計の決算額を合算し、地方公共団体全体を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。その下に書きまされたけれども、平成30年度決算においては、全会計を対象とした実質収支が黒字であり、算定の結果、連結実質赤字比率は生じません。このためにハイフンで表示をいたしておるところです。

それから、資料をめくっていただきまして14ページです。上からまいります。実質公債費比率です。これは、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。3カ年の平均ということになってございます。

その下に行っていただくと、今回算定した実質公債費比率につきましては、平成28年度から平成30年度の3カ年の平均となっております。算定結果として5.8%となっております、いわゆる早期健全化基準というものを下回っているというところでございます。

恐縮ですけれども、資料を進んでいきまして、20ページを見ていただきますと、参考資料20ページには、今申し上げた実質公債費比率の推移ということで、平成26年度から平成30年度までの推移について記載をしております。この表の下から5段目、下から数えて5段目のところに実質公債費比率3カ年平均というところで記載をしておりますので、そこを見ていた

できればというふうに思います。

申しわけございません。また資料は戻っていただきまして、14ページです。中ほどの将来負担比率でございます。これは、一般会計等が将来的に負担する負債額から、その償還に充てることのできる基金等を控除した額の標準財政規模に対する比率でございます。

その下、文章を続けておりますけれども、文章の最後のところに、算定の結果、比率は53.7%となりました。これもいわゆる早期健全化基準というところで見ますと下回っているということでございます。

申しわけございません。恐縮ですけれども、またこの21ページのほうに進んでいただきまして、この将来負担比率の推移について記載をさせていただいておりますので、御確認いただければというふうに思います。

さらに資料をまたもう1ページ進んでいただきまして22ページです。今申し上げました実質公債費比率、それから将来負担比率、それぞれの増減の要因についてまとめて記載をしておりますので、あわせて御確認をいただければというふうに思います。

それでは、また済みません、戻っていただきまして、資料14ページです。14ページの下段ですけれども、資金不足比率です。これは、水道や下水道といった公営企業会計における資金不足額の公営企業の事業規模である料金収入に対する比率でございます。水道、小水力発電、下水道、農業集落排水の各事業における収支が黒字でございますので、算定の結果、資金不足比率は生じません。このためハイフンで表示、あらわしているというところでございます。

以上で、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、ここで上田代表監査委員より財政健全化審査意見及び資金不足比率審査意見の報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） それでは、審査意見について御報告いたします。

決算審査意見書の後ろのほうにそれぞれつけておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

平成30年度吉賀町財政健全化審査意見書、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成30年度吉賀町財政健全化判断比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出いたします。

次はぐっていただきまして、別紙、平成30年度一般会計財政健全化審査意見書。

1、審査の概要、この財政健全化審査は、平成30年度決算に基づき町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（１）総合意見、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表のほうをごらんいただきたいと思います。

（２）個別意見、（ア）実質赤字比率について、平成30年度の実質赤字比率は、収支が黒字であるため数値は示されていない。（イ）連結実質赤字比率について、平成30年度の連結実質赤字比率は、収支が黒字であるため数値は示されていない。（ウ）実質公債費比率について、平成30年度の実質公債費比率は5.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。（エ）将来負担比率について、平成30年度の将来負担比率は53.7%となり、平成29年度に比し13.2ポイント上がっているが、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

次に、特別会計等の資金不足比率審査意見書でございます。

平成30年度吉賀町特別会計等資金不足比率審査意見書、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度吉賀町特別会計等資金不足比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

次、はぐっていただきまして、平成30年度特別会計等資金不足比率審査意見書。

1、審査の概要、この資金不足比率審査は平成30年度決算に基づき、町長から提出された資金不足判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（１）総合意見、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表のほうをごらんいただきたいと思います。

（２）個別意見、（ア）水道事業特別会計について、平成30年度の資金不足比率は不足額がないため数値は示されていない。

（イ）小水力発電事業特別会計について、平成30年度の資金不足比率は、不足額がないため、数値は示されていない。

（ウ）下水道事業特別会計について、平成30年度の資金不足比率は、不足額がないため、数値は示されていない。

（エ）農業集落排水事業特別会計について、平成30年度の資金不足比率は、不足額がないため、数値は示されていない。

3、是正改善すべき事項、特に指定すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の報告が終わりました。

ここで質疑を許します。質疑はありませんか。——質疑ありませんか。いいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑なしと認め、本案は、報告をもって終了といたします。

ここで5分間休憩いたします。

なお、上田代表監査委員さんは退席されて結構でございます。御苦労でございました。

午前11時15分休憩

.....  
午前11時23分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

**日程第18、議案第52号**

**日程第19、議案第53号**

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第52号吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について、及び日程第19、議案第53号大野原運動交流広場の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第52号吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定についてでございます。

吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和元年9月6日提出、吉賀町岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町障がい者総合支援センター、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市576番地3、名称、特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里、代表者名、理事長橋本俊郎、3、指定の期間、令和元年10月1日から令和4年3月31日まで。

続きまして、議案第53号大野原運動交流広場の指定管理者の指定について、大野原運動交流広場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和元年9月6日提出、吉賀町岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、大野原運動交流広場、2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市411番地14、名称、株式会社エヌディーエス、代表取締役

役小濱貢、3、指定の期間、令和2年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第52号吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定についてから説明をさせていただきます。参考資料を用いて説明を行います。資料は23ページをお開きいただければと思います。

まず、資料23ページの上からですが、指定期間について説明をいたします。いわゆる指定期間につきましては、原則的には5年間ということで、これまで、ほかの施設を含めて調整をしてきているというところでございます。ただし、今回のこの2つの施設ですけれども、ちょうど中ほどの米印をつけております。吉賀町障がい者総合支援センターについては、今年度建設した施設でありますので、2年6カ月という設定をいたしております。さらに、大野原運動交流広場、これにつきましては、昨年度選定した指定管理施設の終期にあわせて4年間という設定で、これまで選定作業を進めてきたというところでございます。

それでは、その選定の経過について報告をいたしておきたいと思っております。23ページの中断から下です。まず、議案第52号にかかる部分ですけれども、障がい者総合支援センターの選定経過です。この施設につきましては、これまでも説明をいたしておりますけれども、非公募による対応をさせていただいたというところでございます。

それから、4番目に選定委員会開催状況ということで、この選定について選定委員会を6月の20日、それから8月の19日に開催をいたしております。それぞれ協議内容等々についてはそこに記載のとおりでございます。

23ページの下ですけれども、5番として、選定結果ということで特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里さんを選定をしたということです。選定理由につきましては、23ページが一番の下です。選定の結果、応募資格及び財務状況等に不適切な項目は見当たらず、申請者は吉賀町障がい者総合支援センターの役割・機能を果たしていく上で適当と判断された。また、指定管理料の提示額は2年6カ月間で、総額3,273万8,750円であった。上記の結果、申請者、よしかの里さんを指定管理者の候補者として選定委員会において選定をしたというところでございます。

ページは24ページに移っておりまして、上の(3)採点結果ということで、600点が満点ですけれども、結果として400点という点数となりました。それから、その下には指定管理料ということで、令和元年度、本年度から令和3年度までの指定管理料について記載をいたしておるところです。御確認をいただければと思います。

続きまして、24ページの下の段です。議案第53号にかかるものですが、大野原運動交流広場、この選定経過について説明をいたします。この施設につきましては、公募をいたしております。公募期間は令和元年6月21日から令和元年8月2日までということです。現地説明会を7月5日に予定をいたしましたけれども、参加団体はございませんでした。3番目の応募者数ですが、1団体からの応募があったということです。

こうした経過を経まして選定委員会を開催をしたのが6月の20日、そして8月の19日、選定作業を進めさせていただいております。

ページは25ページに移りまして、上のところ、5番の選定結果として指定管理の候補者として、株式会社エヌディーエスさんということで選定させていただいたということです。選定理由につきましては、選定の結果、応募資格及び財務状況等に不適切な項目は見当たらず、申請者は大野原運動交流広場の役割・機能を果たしていく上で適当と判断された。また、指定管理料の提示額は4年間で総額2,040万8,960円であった。上記の結果、申請者、株式会社エヌディーエスを指定管理者の候補者として選定をしたというところでございます。

その下の3番目、(3)採点結果です。700点満点中417点という結果でございました。その下に、指定管理料ということで、来年度、令和2年度から令和5年度までの指定管理料を記載しておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 障がい者総合支援センターの指定管理の内訳と申しますか、ちょっとその中の、実は、新設された施設でもあります、建物でもあります。中にはそうした機械等も、設備等もかなり高額なものも入っていると思いますが、そうした設備等の管理について、点検、例えば、一つの機械を1日作業に使う場合、最初の点検して、それから作業を開始する、そうした点検業務とかあいつた日常の管理が大切で、そうすると機械も長持ちしますし、施設もまた清掃による施設も汚れとかそういうあれがありまして、かなりそうした管理面について、施設管理料というのがどこまで反映されているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

いわゆる施設の設備の管理について、そういった費用についてどこまで見込んでいるかという御質問であろうかと思っております。

基本的に新品で購入した部分につきましては、保証期間等々もございまして、「聞こえませんが」と呼ぶ者あり）済みません、新品の設備、保証期間等々がございまして、故障等々があ

ってもその保証が、効く範囲においてはそちらのほうで対応しておりますので、その部分については見ておりませんが、基本的に日々業務にかかわる部分については、毎日点検なり、あと当然食品等も扱う部分がございますので、終了後には当然その部分については清潔を保ち、食中毒の発生等々防止していくというようなところから、従来、その部分については、ボランティアの対応ということで、旧施設については調理員さん等々、作業員さんについてはボランティアの対応ということでございましたけれども、今回からやはり施設も大きくなるというようなところで、その部分については調理員さんを雇用をしていただくというような形の配置をしていただくと。そういった形でそういった施設、調理器具等々の管理については当たっていただくというふうに考えておりますので、その部分についての人件費部分等々が今回、備品管理等については計上をさせていただいておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。質疑がないようですので、よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、日程第18、議案第52号吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について、及び日程第19、議案第53号大野原運動交流広場の指定管理者の指定についての質疑は保留をして、次に進みます。保留をしておきます。

---

#### 日程第20、議案第54号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第54号動産購入契約の締結についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第54号動産購入契約の締結についてでございます。

下記物件について購入契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第3条の規定により議会の議決を求める。令和元年9月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

記、1、契約の目的、令和元年度小型動力ポンプ付積載自動車購入、2、契約の方法、指名競争入札による文書契約、3、契約の金額、858万円、うち消費税額は78万円でございます。

4、納入期限、令和2年3月13日、5、契約の相手方、島根県松江市学園1丁目6番14号株式会社クマヒラセキュリティ松江支店支店長小松幹昇でございます。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第54号動産購入契約の締結について説明をさ

せていただきます。

参考資料26ページをお開きいただければと思います。まず、今回更新いたします車両について申し上げたいと思います。今回、更新いたしますのは、吉賀町消防団第6分団2部吉賀町柿木村椈谷地区に配置する車両でございます。現在、配置しております車両ですけれども、平成3年度に購入いたしております、老朽化等が目立ってきていると、著しいという状況がございます。したがって、購入をするというものであります。

それから、購入に対してのこの財源でございますが、国庫補助であります石油貯蔵施設立地対策等補助金、ここから344万5,000円を充当すると。その残りの部分については、起債、それから町単独予算等に対応するという、こういうことでございます。

それから、資料、納期限のところに書いてありますが、令和2年3月13日といたしております。主な仕様ですけれども、シャシは消防自動車専用シャシ、キャビンはキャブオーバー型ダブルシート、定員は前後3名ずつ合計6名というもの、それから積載するポンプにつきましてはB-3級の小型動力ポンプといたしております。

資料中段から下ですけれども、入札の結果について申し上げておきます。資料に記載をしておりますとおり、消防車両、これの納車業者さん4業者さんを指名させていただきました。8月28日に入札を執行いたしまして、その結果、予定価格794万円に対しまして、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店が780万円で落札をいたしたということです。これに消費税を加算した858万円で仮契約を締結したところでございます。

以上で、議案第54号動産購入契約の締結について説明を終わります。よろしく願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑ないようですので、日程第20、議案第54号動産購入契約の締結についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第21. 議案第55号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第55号吉賀町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第55号吉賀町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年吉賀町条例第29号）等の一部を別紙のとおり改正する。令和元年9月6日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第55号吉賀町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、議案の別紙を見ていただきますと、この構成といいますか、説明をさきにさせていただきます。

ここには3つの条例の改正が内容として含まれているというものです。1つ目が職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、それから2つ目が職員の給与に関する条例、そして3つ目が消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、この3つの条例について一括して一部改正を行うというものでございます。

その上で、資料は27ページをお開きいただければと思います。個別の条例の内容を見る前に、その前段として、今回のこの改正理由について説明をさせていただきます。これは法律改正に伴うものというふうに理解をいただければというふうに思います。

その改正された法律ですけれども、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律というものでございます。

簡単にこの法律改正の中身を申し上げますと、成年被後見人、あるいは被保佐人と言われる方々については、いろいろとこれまで条件がつけられておりました。後ほど、条例の説明で申し上げますけれども、いわゆる欠格条項というもののうちその内容が盛り込まれておったということがあります。そうしたところを一律にその被後見人、あるいは被保佐人であることをもって排除するのではなく、その状況状況によって考えなさいと、考えていくと、こういう趣旨で法律が改正をされたということでございます。

それを受けて、資料を見ていただきますと、27ページの上段です。まず、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、ここに改正が必要になったというところですが、改正の内容としては、法第16条第2号を法第16条第1号に改正をするというものでございます。これにつきまして、この法といいますのは、地方公務員法のことでございまして、地方公務員法の第16条に欠格条項が定められておまして、第16条で次の各号に掲げるものは職員となることができないというような、こういう内容で地方公務員法はできております。その中に成年被後見人、または被保佐人はなることができないと、こういう条文があるんですけれども、今回の法律改正によって、この部分が削除されました。この法律改正に合わせて条例を改正するというものでござい

ます。

それから、資料27ページの中段から下ですけれども、それに関連して、職員の給与に関する条例の中にも地方公務員法を引用した部分がございます。その部分についても法律にあわせて削除するという、こういう改正でございます。

資料をめくっていただきまして、今度29ページです。29ページの中段から下です。吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正、新旧対照表でございます。

この形が一番わかりやすいかなと思いますけれども、左が現行の条例になってございまして、第4条の第1号に、成年被後見人、または被保佐人という方については、消防団員となることができないということになっています。これが法律改正によってこの部分が削除されましたので、右側の改正後の案を見ていただきますと、そこがなくなるということでございます。

こういう法律改正があったそこから引用している関係条例を今回3つの条例について改正をするという、こういうことでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者からの提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第21、議案第55号吉賀町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第22. 議案第56号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第56号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第56号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和元年9月6日提出、吉賀町岩本一巳。

この案件につきましては、先般、全協でも御説明申し上げましたが、改めて詳細、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） ここで詳細説明をしていただくところですが、ちょっと長いそうなので、内容が。一応提案を町長のほうからしていただいた段階で、休憩にいたします。昼休み休憩

にいたします。休憩します。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を再開します。

日程第22の議案第56号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてが上程してありましたが、町長の提案理由の説明をもって休憩に入りましたので、これより担当課長からの詳細説明を行います。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第56号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明を申し上げます。

これは議案の別紙を見ていただければと思います。これからちょっとそれぞれの条文について説明をさせていただきますけれども、その前に、全体のこの条例の構成といいますか、そこいら辺を説明をさせていただければというふうに思います。

内容について、内容といいますか、この条例の制定理由等につきましては、さきの8月30日、全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。その上で、この本条例につきましては、全員協議会で説明した新たに制定される会計年度任用職員には、フルタイム勤務とパートタイム勤務、この2つの形態があるというところで、この条文の前段、第4条から第15条までのところでフルタイム勤務の場合の条文が設けられております。それから、第16条から第26条までがパートタイム勤務の場合の条文が設けられているというところなんです。さらに申し上げますと、さきに前段で規定されているフルタイム勤務の条文ですけれども、その基本的な考え方といいますか、取り扱いについては、職員の給与に関する条例、これを準用するというふうな形でつくられておるといふ、こういう構成になっているというところを先に申し上げておきたいと思っております。

それでは、別紙1枚目から少し条文の要点のところを説明してまいりたいと思います。

まず最初に、第1条で趣旨を設けております。これは、ここに記載をしておりますとおり、地方自治法と、それから地方公務員法、この法律に基づき、会計年度任用職員の給与と費用弁償、これらについて定めるという、こういうことでございます。

それから、第2条では、この条例にはフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員のことについて記載をするという、こういうことであります。それぞれ地方公務員法に根拠を有するというところでございます。

それから、第3条では、給与の定義が記載をされておるといふところなんです。

それから、第4条、ここからフルタイム勤務の場合のことが書いてあるというところなんです。第

4条では、フルタイム勤務の場合の給料です。少し記載をしてある内容を追っていただきますと、ここで給与条例第5条第1項の規定を準用するというので、早速ここで職員の給与に関する条例の内容を準用しますよという、こういう考え方でつくられているということです。

それから、その下の第5条、職務の級を定めるところ、それから、第6条、職員の号給を定めるところ、それから、おめくりいただきまして、第7条、給料の支給方法を定めるところ、これについても給与条例を準用するという内容でまとめているというものでございます。したがって、給与条例を準用するというので第4条、5条、6条まで書いてございますけれども、今いわゆる一般職員が使っておる給料表がベースになるというふうな意味合いが、ここに入ってくるというところでございます。

それから、第8条です。通勤手当の条文でございまして、これも給与条例の取り扱いを準用するというものです。

それから、第9条、時間外勤務手当の取り扱いを定めたものですが、これも職員に準じて時間外手当を計算し、そして、お支払いをするというものです。

それから、第10条です。休日勤務手当、この条文についても、給与条例の準用をするという取り扱いになってまいります。

それから、まためくっていただきまして、今度第11条です。第11条には夜間勤務手当というものの定めがございます。これもまた職員と同様の取り扱いをいたしますということです。

それから、次の第12条です。給料の端数処理をどうするのかということでもありますけれども、これも職員と同様の取り扱いを行うという、こういうことでございます。

それから、第13条です。期末手当の条文です。幾らか説明を加えておきますと、ここに書いてありますのは、全員協議会でも説明しましたけれども、新しい制度になりますと、会計年度任用職員に一定の条件をクリアされる方々については、期末手当を支払うことができるということになります。その一定の条件というのは、その雇用期間、任用期間が六月、ここが基準になってくるということです。そうした内容のことが、この13条のところ記載としておるところであります。

それから、めくっていただきまして、第14条です。ここは、勤務1時間当たりの給料額を算出する方法について記載をしているというものです。これも職員の取り扱いの方法を準用するという内容です。

それから、第15条です。給料の減額について定めてあります。文字どおり、勤務をしなかったときには給料を減額することができるという内容であります。ただ、この条文の中の後段のところ、例えば、有給休暇等は使っていただければ、お支払いをするんですけども、そうしたことがなくなって、従前たる欠勤というようなことになると、それは減額をするという、こう

いう条文です。これも職員と同様の内容というところで見ただけであればと思います。

ここまでのところでフルタイム勤務の条文を定めているというところでは。

次の第16条からですけれども、今度はパートタイム勤務の条文になってまいります。

第16条では、その報酬について定めを行っております。ここで少し説明を加えておきます。パートタイム勤務の報酬ですけれども、月額、それから日額、そして時間額という設定をする予定にしております。そうしたときに、第16条の第2項以下、第2項では月額、第3項では日額、第4項では時間額の定め方をここに記載をしておるというところでございます。

それから、まためくっていただきまして、第17条です。パートタイム勤務の場合の時間外勤務に係る報酬の規定です。フルタイムのところの条文といささか内容が事細かに書いてありますけれども、基本的には同様の取り扱いをするということ、これは変わらないんですけれども、先ほど申し上げた勤務時間がいろいろなパターンが存在しますので、そうしたところに対応するように、こういう今見いただいている条文にしておるというところでは。先ほど言いましたように、基本的にはフルタイムの考え方と同じように取り扱いは行うということでございます。

それから、またおめくりいただきまして、第18条です。パートタイム勤務の方の休日勤務に係る報酬の定めでございます。これについても職員に準ずる形で規定を設けておるというところ。

それから、第19条です。夜間勤務に係る報酬ということでは。ここにつきましては、条文見ただけだと、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務をするという、こういう設定が中がございます。実際に具体例で申し上げますと、宿直員さんは午後10時から翌日の午前5時までお勤めいただいているという、こういうところがございまして、そうしたときには、その報酬額に一定の数を掛けた額としますよという、こういう内容でございます。

それから、次の第20条です。パートタイム勤務の場合の報酬の端数処理です。これはフルタイム勤務と同様、すなわち職員と同様の処理をするという、こういう内容です。

それから、第21条、パートタイムの場合の期末手当の定めです。これも考え方としては、先ほどフルタイムで申し上げたとおり、6カ月間、六月の任用期間、これを基準として取り扱いを定めるというところで条文をつくっているというものであります。

それから、まためくっていただきまして、今度は第22条です。ここには報酬の支給方法について定めております。これもフルタイム勤務と同様、すなわち職員と同じように対応するという、こういう内容でございます。

それから、第23条です。パートタイム勤務の場合の勤務1時間当たりの報酬額の算定方法について定めておるものです。これについても職員の取り扱いを準用しているというところでございます。

それから、まためくっていただきまして、第24条です。引き続きパートタイムのことですけ

れども、報酬の減額をするというところの規定です。これもフルタイムのところで申し上げましたけれども、勤務されなかったときには報酬は支払いませんという、こういう内容でございます。

それから、次の第25条です。通勤にかかる費用弁償という表現にしていますけれども、条文見てくださいと、フルタイムでは通勤手当というふうに申し上げましたけれども、パートタイムでいいますと、通勤に係る費用弁償という言い方になります。パートタイムの方々にも通勤手当をお支払いをするという、こういうことです。その取り扱いについては職員に準ずるという、こういうことでございます。

それから、次の第26条です。これは、パートタイム勤務の場合の旅行に係る費用弁償、いわゆる旅費と言われるものの取り扱いです。これについても職員に準ずるという取り扱いになります。

それから、第27条です。これにつきましては、給与条例第26条の規定は会計年度任用職員について準用する。これは、フルタイム、パートタイム共通した、この2つ、両方この中に意味合いとしては入ってきますけれども、給与から控除するものの定めが給与条例の中で定めがありますので、そこに定めがあるものについては、会計年度任用職員の方々の給料あるいは報酬を支払う際に決められたものであれば、そこを差し引くことができるという、こういう内容でございます。

それから、28条です。町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与という見出しがありまして、ちょっとここは条文読み上げますと、この条例の規定にかかわらずということなので、これまでフルタイム、それからパートタイムのことについて触れてまいりましたが、そこにかかわらず職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるという、こういう規定を設けております。これについては、全員協議会でお示しした資料、説明した内容の中で、資料別紙5のところで説明させていただいたものです。文字どおり、先ほどこの条文で読み上げた部分に該当する方々が存在いたしておりますし、今後もそうした方々が存在する可能性もあるわけですので、そうした方々用にこうした条文を設けておるというところで読み取っていただければというふうに思います。

それから、めくっていただきまして、第29条については、委任の条文です。

附則として、この条例につきましては、来年令和2年の4月1日から施行するという内容でございます。

最後に別表をおつけしておりますけれども、これは、第5条のところでお話した部分での表ということで見ていただければというふうに思います。

以上で、議案第56号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 会計年度任用職員ということですが、これについて一応、町の正規職員は定員が決まっております、それに基づいて、毎年試験とかいう採用をされると思うんですが、フルタイムの会計年度任用職員も、ざっと見た感じでは、町の正規の職員と変わらないと、処遇とか思うんですが、その当たりの違いというんですか。どういう違いなのかというのと、もう一つは、採用に当たって、それぞれの声のと言うてはあれですが、そういうことが起きないのかということをお心配しておりますが、そのあたりについてはどのようにお考えですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初の御質問です。今回のこの会計年度任用職員制度の導入については、全員協議会でそこまでは触れたかどうかあれですけども、いわゆる人事評価の対象という格好になってまいりますので、その方々に対して勤務の状況がどうだったのかというのは、今の人事考課のやり方で申し上げますと、年に数回のそうした評価を行うという、こういう制度に切りかわってまいります。これまでそうした部分については、吉賀町ということではないんですけども、全国的にそうしたことも幾らか曖昧であったというようなところもありますので、これはもう既に国のほうからそうしたことをすると、しなさいというふうな、そうした指導と申しますか、助言と申しますか、そうしたものもありますので、今後は新しい制度に切りかわりますと、そういうことを行っていくということになってまいります。

それから、採用についてです。採用につきましては、今お勤めの方々については、来年以降また勤めていただけるかどうかという意思確認をこれまでもやっておりますし、これからもやっていくわけですけども、それで、仮にもう来年はもうやめますというような状況になりますと、通常公募いたしまして、そこで試験と申しますか、そうしたものを経た上で採用していくという、こういう作業をしていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 職員として採用された場合には、定年法、定年が決まって、極端なことを言いますと、今60までですかね、までは勤務できると、地方公務員として、いうことがありますが、この会計年度任用職員へ移行した場合の会計年度任用職員もそういうことになる可能性もありますよね。今見ると、前年度からの6カ月以上勤務した場合には期末手当を払うとかいうようなことがあります。そういうことになると、試験を受けて入る職員と何ら関係がないような状態になると思うんですが、そのあたりについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） なかなかこの実態と新しく導入される制度との調整が、正直、今苦慮している部分がございますけれども、新しい制度の上では、基本的には、補助業務につく職員を会計年度任用職員というふうにするという、こういう取り扱いになってまいります。したがって、これも全員協議会でお話したかなと思いますけれども、幾らかの給料の幅はあれども、業務そのものがもう決められた業務になっておりますので、給料もそれに合わせる形で上限の設定がなされるという、こういうふうな取り扱いでこの制度がつけられているということでもあります。先ほど苦慮するというふうなことを申し上げました。実際に先ほど条例の説明をさせていただきました、ちょうど第28条のところのお話なんですけれども、新制度に移行するというときに際して、幾らか実態と合わない部分が出てくるということがございます。そうしたときに28条が適用されるという解釈をいたしておりますし、この部分については、ほかの自治体さんもそのようにされるようですけれども、そうした運用を今後進めていくというところで、今考えているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） いろいろありますけど、今、一つは、実態とは上限額が合わないという、この28条のという説明ございましたが、前回の全員協議会の説明資料では、28条ということで、③のこの別紙5の資料を見ますと、相当の知識または経験を必要とし云々とありますが、これは教育業務に従事する者という表現になっておりますが、そういう表現以外の方もあのかということをお聞きしたいのと、もう一つは、前回の資料で、8月30日、会計年度任用職員へ移行する者ということで、例えば、議会事務局事務補助。現在は特別職非常勤職員1名、会計年度任用職員に移行し、議会事務局に1名というような説明がありました。ということは、そういうぐらい短い、例えば、議会事務局へ補助を置くのは、もう会計年度任用職員なんだということで、議会事務局には局長以外の正規の職員は置かないというような、とりよによっては、そういうケースもございますが、正規の職員がまだ新規採用から間もない職員が局長とかそういうあれでなしに、議会事務局へ来ると、配置されるというようなことはないということと、うがった見方をすればできるわけですが、その辺についてはどのようにお考えなんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず、1点目の御質問です。先般、全員協議会でお示しした資料の中の別紙5のところで、③番で示した部分ですけれども、今議員さんおっしゃられた教育業務に従事する者というのは、これはあくまでも、その上を見ていただければ、島根県の取り扱いです。島根県がこういうふうな取り扱いを行っているということの例としてお示しをしておるということを見ていただければと思います。これは、あくまでも島根県がこういう今設定で作業を進めておられるという、こういうことでございます。

それから、2つ目の質問です。これも全員協議会でお示しした資料、別紙4の部分でございます。これは、あくまでも現段階において、今雇用しておる皆さんが新しい制度にそのまま移行すると、どのように振り分けられるとか、どのような位置づけを持つのかということで、一覧表に落としたものでございますので、このこと自体が来年の4月1日に必ずこうなりますということでもございません。新しい制度を今にはめた、今に適合させれば、今それぞれいろんなところで働いていただいている方々がどのように整理されていくのかというものを見ていただいたというところで御理解いただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の全員協議会のときの説明の資料で今説明がありました県の分で説明もありましたけども、経験年数に応じて、いわゆる号級が、号ですね、変わるというようなこともあると思いますが、今勤めておられる方の経験というのは、どのように考慮されるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 実際にその運用といいますか、そうした部分に係るかなとは思いますが、基本的な考え方としては、今お勤めの方々の過去の勤務年数とか、経験年数の部分は、そこは見ていくというふうに考えているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） もう一つ聞くのを忘れておりました。今の会計年度任用職員になった場合には、現状の方は、いわゆる1年雇用、1年雇用ということであるとっておるんですが、会計年度任用職員に雇用されると、翌年も雇用されるということで、何か町が訴えられておりましたが、期待権が出てくるんじゃないかというようなこともあるかと思いますが、そのあたりについてはどのようなお考えとか、整理がされるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうした部分についても、国のほうといいますか、ちょっと言葉があれですけども、漫然と雇用を継続するというようなところが全国の自治体で見られて、そうしたことも幾らか修正をかけるといった意味も含めて、今回この会計年度任用職員制度というのが設けられます。その上で、あくまでも会計年度というおとり、その会計年度間が任期ということになってまいりますので、あくまでも任期の定めとしては、その1年度間ということになってまいります。ただし、ここからなんですけれども、ここからは実際に運用というような話になるかなと思いますが、一定の時期が来ましたら、町のほうからお勤めの方に来年度お願いできるかどうかというような意思確認といいますか、そうしたことをするというような作業、それから、

その前段としては、お願いしている業務が来年度も必要なかどうか、そうしたものをきちんと整理した上で、そうした作業を年度内に行った上で、その方の雇用を継続するのか。先ほど申し上げましたけれども、仮にもう来年は私はやめますというような話になりますと、今度は募集をかけていくということになるかと思えます。実際にこれは年度、年度しかるべき時期に繰り返していくという、こういう扱いになるかと思えます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先ほどありましたが、会計年度任用職員は人事評価も対象、できるという説明だったと思うんですが、ということは、そういうことがあってはならないですが、非常に成績が悪い職員がおられた場合には即解雇するというような形というんですか、それがとれるということでもいいわけですね。情実人事とか、長いこと勤務したもんだから、あれぐらいこらえてやれやというようなことがないということでもいいわけですね。そう理解してよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 新しいこの会計年度任用職員の制度ですけれども、基本的には、いわゆる私ども一般職員と同様の服務規定といいますか、それに準じた形となるというふうに理解をしておりますので、同様の取り扱いというか、していくということになると思えます。実際には難しい部分もありますけれども、やはりそれは指導であったり、助言であったり、あるいは当人ととのコミュニケーションの中で改善できるものがあれば改善をし、お勤めいただくというところから入っていくのかなというふうには思っております。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと補足をさせていただきます。

再度の任用の場合のことだろうと思うんですけれども、先ほど総務課長言いましたように、この制度そのものは会計年度ですので、一会計年度が雇用期間になります。そうは言いつつも、同じ方が次の年度もまた再雇用というか、再任用されるということは当然起こり得ることだろうと思えますけれども、その際にも、あくまでも選考とか、競争試験とかはしなきゃいけないというのは基本です。それをしないために今の人事考課をもって、その結果をもって選考の替わりにするということは、取り扱いについてオーケーだというふうに総務省の指導のほうに出ています。ですので、人事考課に、例えば、ふさわしくないとか、そういう方がおられたらば、再度の雇用は必ずしなくても、その辺は問題ないというふうにも考えております。ですので、選考とか試験のかわりにこの人事評価を活用するという、そういうことをやりなさいというふうに、逆に言えば、やりなさいというふうに言われているわけですので、その結果で、例えば、人事考課が著しく悪いということであれば、その方はもう次の雇用はこちらから控えさせていただくということはある

り得るというふうに御理解いただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の人事考課が著しく悪いというとか、要は、試験ではない、試験をしないために人事考課するんだとありますが、人事考課も人によって効果の査定の方法も違いますが、それはある一定の中で、決まった中で、透明な中で、ガラス張りの中でやられるということをご期待しとってよろしいでしょうか。そうしないと、何であんなやつ、まあちょっと言葉遣い悪いんですが、いつまでも雇用しているのというようなことを町民から出るようなことはないと考えて、期待しとってよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 当然考課者のほうの目合わせはしていかなきゃいけないと思いますし、今職員に対してもやっているわけですけども、一次評価者でまず課長がやって、二次評価者は私がやるというような、そういう形になっているんですけども、その辺で、やはり公平性の確保というのはないといけないと思いますので、その辺は内部の検証も含めて、目合わせをする作業も必要になってくると思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ここでは給与について1級、2級に分けて、最後のほうのところで28条ですか。別に、特に必要と認める会計年度任用職員の給与について、規則のほうで行うということになっていますけども、給与とか賃金、お金にまつわるものは条例上しっかりと明記をするという必要があるというふうに考えますが、そういうふうにするお考えはないか聞きます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今の御指摘の件ですけれども、ただ、今後考えていく部分もあろうかと思いますが、今回の条例を作成するに当たりましては、総務省の事務処理マニュアル、それから、全国町村会の中の組織なんですけれども、政策法務支援室というものもございます。それから、今実際に例規システム、あるいは例規関連のいろいろな業務を委託しております民間業者、ぎょうせいさんという、民間業者さんですけれども、そうしたところと情報をいただきながら、あるいは、もともとは政策法務支援室からモデル例規というものが、これは全国の町村に発出されておるやつなんですけれども、そうしたものを基本につくっておりますので、基本的にはこの形でよろしいのかなという、こういう考え方をいたしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そういうものも私も確認をしておりますが、ただ、直接お金にまつわるものについて条例で明記をすべきでないかということ、私は質問ということをしてい

ます。よその自治体においては、これこれの職は日額なり月額で幾ら幾らにするとかいう決め方をしているところも現実にはあります。ですから、やっぱり大事などこなので、それは条例できちんと決める、そういうことを規則のほうでやるということで、どこでもできるような、まあ実際はそうでもないんですけども、きちんと定めるべきものではないかと、条例の性質としてどうかということをお聞きをしています。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 給料の額について条例で設けるとするのは、基本線、基本的にはそういう考え方になるんだろうというふうには思っておるところです。ただ、実際に今の、今回お諮りしております条例もそうですし、他の先行して、もう既に制定しておられる自治体さんもあります。そうした条例を見てもみると、基本的な部分を条例で定めておいて、それ以外のどうか、もっと細かな部分については規則委任をするというふうなところも見てとれる、こういうこともありますので、必ずしも全てをこの条例の中に盛り込む、盛り込まなければならないということでもないんだろうというふうに考えております。そうしたことから、今回お諮りしているこうした条例の内容となっているということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっと今までの質問とダブるようなことかわかりませんが、一昨年ですか、教育委員会のほうで公民館の主事の再雇用とかということで、いろいろ裁判沙汰にもなっていることがあります。今の副町長あるいは課長のお話聞いていますと、人事考課をするからこれは大丈夫だよという、継続雇用ですね、というようなお話だろうと思うんですが、一応契約書としたら、毎年度やはりあれですか、1年契約だというようなことをされるのか、人事考課しとるからもういいんだよという、先ほどから聞いとると、そのようなちょっと内容に思えたんですが、その辺はいかがでしょう。やはり契約自体をしっかりしたものをつくらないと、また裁判とかというようなことになる可能性もあるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 私のほうからお答えします。

先ほど言いましたように、会計年度任用職員ということで、1年しか雇用はできません。ですので、来年はどうなるかわからないというのがこの制度です。これがまず基本です。ただ、たまたま同じ人が次の時も同じ雇用に、同じ職場に雇われるということはあると。あくまであり得るということであって、会計年度任用職員という制度自体は、もう1年間その会計年度しか雇用ができないということが基本です。その基本の上に立って、今度同じ職場で同じ人が働くということもあり得るということで、その場合には、やはり先ほど言ったきちんとした選考なり、そういうものをしなさいというのが国の指導です。その手法として、今の人事考課を活用をす

るということですので、最初からもう2年とか3年とか、そういうことがあるわけじゃありませんので、その辺のところはもう、過去の裁判というのは、そういったことは起こらないというふうに我々考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 濟いません。会計年度任用職員という必要性といたしますか、なぜそういう制度が国の指導かと言われるんですけど、思うに、年度ごとの契約ではあるが、恒常的に毎年毎年採用しなけりゃならないというのは、そしたら、もう職員採用をして、それでやるほうが、業務内容はしっかり職員だから全般も把握できるし、そのほうがよっぽど町にとってもいいんじゃないかなとは思うんですけど、そこら辺で、どういう趣旨でそういうのがあるんですかいね。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず、先日の全員協議会で御説明申し上げたので繰り返しのようになって恐縮ですけれども、そのときにお示しした資料の中に、総務省さんがつくられた資料があったかと思えます。そもそもこの会計年度任用職員の制度を、創設するといった動機としては、地方公共団体に雇用されているさまざまな職員、いろいろな雇用形態、任用形態があるというところで、そこをいって整理をするというような動機がまずあるということです。その上で、さらに資料にも幾らか書いてあるんですけども、いろいろな行政サービスといたしますか、行政事務があるわけです、それぞれに対応するように、いろいろな雇用形態を用いて業務を行っていくということも幾らか触れられているようなところもあります。なので、考え方としては、いわゆる一般職員、正規職員と言われるような雇用形態、それから、新たに整備された会計年度任用職員という、こういう形態、その行う業務に応じて、それに合った雇用形態をとるとい、こういうつくりで法律が改正され、そして、今回条例をお諮りをしているということになってまいります。単純に今、会計年度任用職員さんを正規職員にするということではなく、あくまでもやっていただく業務に関して、それに合った雇用形態をとるとい、こういうことで考えていただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 会計年度任用職員の給与というのは、一般会計の中に計上されてくるわけですかね、当初の予算の中に。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 計上されてまいります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

○議員（6番 大多和安一君） もう一点。

○議長（安永 友行君） もう一点。それじゃ、6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 会計年度任用職員のこういう内訳ができるんですが、町としては、この条例を遵守するというお考えでよろしいですね。例えば、保育所の設置をすることについては、5人以下は保育所をもう廃止するんだというようなことを前から言われておりますが、今回これ見ると、何か1人しかいない保育所を、もうそういう会計年度任用職員を採用するようなことができていますが、ということになると、これは、その保育所は継続するというので、町が決めたと意思表示したと思われても仕方がないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 全般的な制度のお話ですので、私のほうから回答をさせていただきたいと思いますが、これは8月の30日に全員協議会で担当、それから、先ほども詳細説明で総務課長申し上げましたように、今回の会計年度任用職員といいますのは、全国にあります自治体の臨時、非常勤、嘱託も含めてでございますが、非常に働き方が多岐にわたって複雑化しておると。そういう中で一定のルールがやっぱり制度としてつくる必要があるだろうということで、全協の資料にありますように、地公法と地方自治法の一部を改正する法律をわざわざつくられて、国の制度として確定して制度設計されたということでございますので、尊重するどうというよりも、まずは、これは法律の問題ですから、そのような内容でその制度に移行しなければならないというのが、我々自治体に置かれている者の責任だと思います。当然尊重して対応をさせていただきたいと思います。

それから、先ほどお話がありました個別具体の保育士さんのお話もございましたが、これ23ページの資料だろうと思いますが、これも先ほど副町長申し上げましたように、現状今いらっしゃる臨時、非常勤の方が、仮にこの制度に移行するとなるとどうなるだろうかという見立てのこれは表でございますので、そのように見ていただきたいと思います。ですから、保育所の問題ございまして、これは朝倉の保育所の問題だろうと思いますが、地元のほうからも要望書等もいただいております。現状を見ながら来年度どうするかというのは、今から政策的な判断をさせていただくということでございますから、この表にカウントがしてあるから必ずというような趣旨のものではございませんので、まずそのようにこの表は見ていただきたいと思います。繰り返して申し上げますが、今いらっしゃる方がこの制度に移行したときにどうなるか。そのことを人数のカウントもさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、先ほど来いろいろ話がありますフルタイム、それから、もう一つのパートタイムを含めてでございますが、給料であったり、それから職務の級、それから号級の格付の問題、6番議員も当然公務員の経験があるわけですので重々御承知だろうと思いますが、国の制度、それか

ら、それぞれの公共団体の制度の中で運用をしていく部分でございます。その標準のスタイルというのは国が決めて、その中で対応をしている。ですから、今回、来年度からスタートするこの会計年度任用職員、これも給料表が職員の給料に準ずるということになりますと、いろいろ昨年もございましたが、人事院勧告であったり、そうしたことも全てこうした方に今度は影響が出てくるということになろうかと思えます。国の制度の中で、今我々自治体が全て横並びの形で倣って対応をさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。繰り返して申し上げますが、国の法律、制度については、しっかり尊重させていただいて対応させていただくということでございます。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） まだ保留はしますので。

質疑がないようですので、日程第22、議案第56号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての質疑は、保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後1時58分休憩

.....

午後2時07分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

### 日程第23. 議案第57号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第57号吉賀町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第57号吉賀町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町行政不服審査関係手数料条例（平成28年吉賀町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第57号吉賀町行政不服審査関係手数料条例の一部

を改正する条例について、説明をいたします。

今回の改正の内容ですけれども、この条例で引用しております法律の改正がかかったことによる用語の整理ということでもあります。その改正がかかった法律と申し上げますのが、工業標準化法という法律です。

この工業標準化法の改正内容ですが、法律のこの題名そのものを「工業標準化法」と改正が行われ、さらにその中で日本工業規格という用語がありますけれども、これが「日本産業規格」というものになっております。したがって、ここを引用しております条例の該当部分を改正するものであります。

参考資料30ページを見ていただきますと、その新旧対照表を載せております。改正がかかる部分については一番下になります。別表の注意書のところです。2、「用紙の大きさは日本産業規格による」というふうに用語を整理させていただくというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第23、議案第57号吉賀町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第24 議案第58号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第58号吉賀町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第58号吉賀町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町行政財産使用料条例（平成17年吉賀町条例第69号）の一部を別紙のとおり改正する。令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第58号吉賀町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げたいと思います。

資料は31ページに新旧対照表をおつけしておりますので、こちらのほうをごらんいただければ

ばというふうに思います。

それで、中身に入ります前にちょっとお話をさせていただきますと、6月の5日でしたけれども、全員協議会で行政財産使用料の徴収について誤りがあったことについて御報告をさせていただいたところです。その報告の際に関係する条例について、その誤りがないように条例を明確にするという、こういう作業を進めたいということで申し上げておったと思います。それにかかわる部分が今回の改正ということでございます。

31ページを見ていただきますと、使用料条例の第2条の第4項を改正をかけるというものです。内容を申し上げますと、いわゆるその使用期間が一月に満たない場合並びに駐車場その他の施設の利用に伴う場合及び建物が使用される場合は「使用料の額に」という文言を挿入するという改正でありますので、一月未満の使用、何がしかの部分については消費税をかけるということになります。それ以外では「消費税はかけない」というものを条文の中に明記をさせていただいたという、こういうことでの改正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第24、議案第58号吉賀町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第25、議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第59号吉賀町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第59号吉賀町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町道路占用料に関する条例（平成17年吉賀町条例第163号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第59号吉賀町道路占用料に関する条例の一部を改

正する条例について説明を申し上げたいと思います。

資料は32ページをお開きいただければと思います。

この内容につきましては、先ほど議案第58号で説明をさせていただきました。動機は、先ほどの説明と同じことでございます。

占用料に関する条例の中で、先ほど説明した行政財産使用料条例と同じような取り扱いをする部分がございますので、占用料条例に関しても、その消費税の取り扱いを明確に記載をするというふうに変更をかけさせていただきたいと、こういう内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第25、議案第59号吉賀町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第26．議案第60号

○議長（安永 友行君） 続いて、日程第26、議案第60号吉賀町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第60号吉賀町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町印鑑登録及び証明に関する条例（平成17年吉賀町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼いたします。

それでは、議案第60号吉賀町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

本年4月17日に、住民基本台帳施行令等の一部が改正される政令が公布されたところです。その政令によりまして、本年11月5日から施行されるということです。

今回のこの改正であります、社会において旧姓を使用しながら活躍する女性が増加している

中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票に旧姓の記載が可能となるということでもあります。これに伴いまして、印鑑証明事務におきましても旧姓の記載を可能とする条例改正を行いたいというように思っているところです。

ちなみに、県内では、ほとんどの自治体で改正がされるというようになっているところです。

参考資料33ページに、条例の改正箇所等があります。これについては同じことですので詳細説明は割愛させていただきますが、条項による字句の改正、また仮に言うとも33ページの第6条ですが、見出しに登録印鑑の制限というようになっておりますが、そういう中で旧姓を使用できるようにする改正がその中で図られているということで、それ以降の第7条の見出しで印鑑登録原票ですが、それにつきましては、その次のページにありますような改正を行いまして旧姓の記載が可能とするということになっております。

そういったことで今回、印鑑登録証明事務におきまして、住民票と同じように旧姓を11月5日から記載が可能とするような条例改正をしたいというように思っておりますので、よろしくをお願いします。

簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第26、議案第60号吉賀町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第27、議案第61号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第61号吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第61号吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第129号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、税務住民課長のほうから申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。

それでは、議案第61号吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

参考資料の36ページをお開きください。

今年10月1日より消費税が2%引き上げられるということに伴いまして、各ゴミ袋の代金を2%引き上げする条例の改正を提案したところでございます。

手数料第5条ですが、指定袋代20枚につき1,000円ですが、これについて20円引き上げまして20枚につき1,020円、それから小につきましては30枚であります、20円引き上げまして1,020円。極小も今つくっております。このつけ加えがありませんでしたので、これをつけ加えさせていただきます、極小につきましては40枚につき1,020円ということで、それぞれ20円の引き上げをさせていただきたいということでもあります。

続きまして、不燃ゴミです。不燃ゴミにつきましては、10枚単位で販売しておりますので、今回の改正に合わせまして10枚の単価を変えたところであります。10枚につき500円のところが510円に引き上げという改正であります。

以上、簡単ではありますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第27、議案第61号吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

## 日程第28、議案第62号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第62号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第62号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第62号の詳細説明をさせていただきます。

まず、家庭的保育事業とは、昨年12月の定例会のときにも御説明を申し上げましたが、児童福祉法に基づきまして、町の許可を受けた保育者が自宅などで行う保育のことです。対象となる児童につきましては、ゼロ歳児から3歳児までが対象となるものでございます。

現在のところ、町内にはこの事業が該当する事業所はございませんが、このたび家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布・施行されたため、これにより基準が緩和されたことに伴いまして、関連する町の条例を改正させていただくものでございます。

定例会参考資料の37ページから39ページのところに、新旧対照表を載せさせていただいております。その中で、ポイントになるところだけ説明をさせていただきますと、37ページのほうといたしましては、新設となります第6条の第4項がでございます。

こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、家庭的保育所が3歳までの利用ということになりますので、それ以降の部分につきまして家庭的保育事業所を卒園された後の受け皿の提供を行う連携施設を確保しておかなければならないというような規定があるんですけども、そういった連携施設の確保が困難な場合においては、町長が適当と認めれば確保は不要とすることができる、というような省令の基準の改正がありましたので、それに伴う部分をこのたび追加をさせていただいたものでございます。

あわせて、続く新設の第6条の第5項については、そのような町長が適当かどうかというような判断をする際の基準、こちらについて明示をすべきではないか、というようなパブリックコメントに対応した形で設けられた規定でございますので、この部分が追加となっておりますのでございます。

以上、38ページから39ページのところににつきましては、それぞれ今回の省令改正に伴いまして改正とすべき部分を挙げておりますので、またごらんをいただければというふうに思っております。

大変簡単で申しわけありませんが、以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第28、議案第62号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

## 日程第29. 議案第63号

○議長（安永 友行君） 日程第29、議案第63号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第63号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第63号の詳細説明をさせていただきます。

定例会参考資料の40ページをお開きいただきたいと思います。

放課後児童クラブの事業につきまして、ただいま条例のほうでその設備及び運営に関する基準を定めております。この関係の省令が先ほどと同様に改正がなされました。

具体的にどのような改正かと申しますと、放課後児童クラブの指導員につきましては、都道府県知事が行う研修を終了した者でなければならないというような規定がございますけれども、このたびその規定に、都道府県知事のほかに政令指定都市がそういった研修会を実施できるというような基準の改正になりましたので、この部分を新たにつけ加えさせていただく内容の条例改正となっておりますのでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第29、議案第63号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

## 日程第30. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第30、議案第64号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第64号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成17年吉賀町条例第172号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、建設水道課長のほうから申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第64号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

この条例は、表題にありますとおり、水道事業の給水に関しまして必要な事項を定めたものでございます。一部改正につきましては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により、水道法施行令の一部を改正する政令が令和元年10月1日に施行されることになりました。それに伴いまして、吉賀町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、水道法施行令の現行第4条が新たに追加されることに伴いまして、以下の条文が条ずれを起こしたものでございます。吉賀町水道事業給水条例は、この施行令を一部引用しておりますので、これにあわせて当該条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の41ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表を載せております。

一部改正につきましては、第35条給水装置の基準違反に対する措置でございまして、現行のほうで3行目のアンダーラインに載せております。水道法施行令第5条とありますものを、先ほどの説明いたしました条ずれに伴いまして、改正後（案）といたしまして「第6条」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和元年11月1日から適用するものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第30、議案第64号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第31. 議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第31、議案第65号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第65号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,695万円とする。

第2項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正による。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

1ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款1国民健康保険税項1国民健康保険税1億1,216万9,000円から1,085万3,000円を減額いたしまして1億131万6,000円。

款8繰入金項1他会計繰入金6,522万9,000円に34万4,000円を補正いたしまして6,557万3,000円でございます。

款9繰越金項1繰越金1,000円に1,370万6,000円を追加し、1,370万7,000円。

これに伴います歳入合計6億4,375万3,000円に319万7,000円を補正いたしまして6億4,695万円になるものでございます。

続きまして、2ページの歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費1,289万1,000円に34万4,000円を追加いたしまして1,323万5,000円。

款11予備費項1予備費416万4,000円に285万3,000円を追加いたしまして701万7,000円。

これに伴います歳出合計6億4,375万3,000円に319万7,000円を追加し、6億4,695万円でございます。

3ページの事項別明細書につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。

それでは、議案第65号の国民健康保険の特別会計補正予算の詳細説明をさせていただきます。  
このたびは5ページ、歳入のほうをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入の款1国民健康保険税項1国民健康保険税で目、一般被保険者国民健康保険税でございます。1,085万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては、6月議会のほうで条例改正の税率の改正等々を行わせていただき、その後、7月に本算定を実施をさせていただきました。

その結果、今年度の本算定による賦課の部分が確定をし、当初予算におきましては島根県に納付いたします保険税の必要額で計上しておいた部分につきまして、その減額となる部分について今回、減額補正をさせていただくものでございます。節で言いますと、医療費給付分については、318万5,000円の減額、介護給付分については86万6,000円、後期高齢者支援分につきましては680万2,000円でございます。

それで、こちらの不足する財源の部分につきましては、5ページの一番下のところの繰越金が平成30年度から1,370万6,000円ございますので、こちらのほうを充当させていただく内容となっております。

あわせまして、中段にあります繰入金については、後ほど説明させていただきます職員給与費の部分の一般会計からの繰入金34万4,000円でございます。

6ページをごらんをいただきたいと思います。

款1総務費項1総務管理費目1の一般管理費でございます。職員手当ということで、まず職員手当の時間外勤務手当分30万円ということで増額の補正をさせていただいております。今後、発生をしてまいります地域医療対策ということで、課内の事務分掌等々の見直しによる部分の影響で今後この時間外手当が発生してくるというようなところでの補正予算でございます。

あわせまして、節4の共済費でございますけれども、こちらについては共済組合への負担金の変更がございましたので、4万4,000円を計上させていただいております。

予備費につきましては、先ほどの歳入のほうで掲げました1,370万6,000円の繰り越し分の余剰分について285万3,000円ほど生じてまいりますので、この部分を予備費のほうに充当させていただく内容でございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第31、議案第65号平成31年度吉賀町国

民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

### 日程第32、議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第32、議案第66号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第66号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,689万9,000円とする。

第2項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

1ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款4繰入金項1一般会計繰入金1億8,202万6,000円から51万3,000円を減額いたしまして1億8,151万3,000円。

款5繰越金項1繰越金1,000円に87万3,000円を追加し、87万4,000円。

款6諸収入項5雑入86万4,000円に76万円を追加し、162万4,000円。

これに伴います歳入合計は2億3,577万9,000円、112万円を追加いたしまして2億3,689万9,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費937万4,000円に24万7,000円を追加し、962万1,000円。

款4予備費項1予備費9,000円に87万3,000円を追加し、88万2,000円でございます。

これに伴います歳出合計は2億3,577万9,000円、これに112万円を追加いたしまして2億3,689万9,000円になるものでございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、保健福祉課長のほうから御説明申し上げますの

で、よろしく願います。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。

それでは、議案第66号後期高齢者医療保険事業の特別会計補正予算の詳細説明をさせていただきます。

6ページをごらんをいただきたいと思います。

まず、歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費目1の一般管理費でございます。こちら職員手当等々、共済費でございます。こちらの部分につきましては、職員の扶養の異動に伴います関係の人員費で増加分を計上させていただいておりますところ、一般職の共済組合の負担金に変更がございましたので、その部分の補正予算ということで24万7,000円を計上させていただいております。

続いて、5ページのほうの歳入をお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、款4繰入金項1一般会計繰入金の目4の職員給与費等、繰入金につきましては、先ほど説明させていただいた部分の24万7,000円、一般会計からの繰入金を計上させていただいております。

その次の、目6療養給付費負担金でございますけれども、こちらにつきましては76万円の減額でございます。これにつきましては、5ページ一番下のところに諸収入、雑入、雑入で同額の76万円が計上されてございます。

こちらにつきましては、毎年、島根県の後期高齢者医療広域連合のほうに吉賀町分の療養給付費の負担金を納付しておりますけれども、平成30年度分の精算によりまして、この部分が広域連合のほうから返ってまいりましたので、雑入のほうで76万円を受けさせていただきまして、先ほどの繰入金のところの療養給付費分について、現年度の繰入金について調整ということで、こちらのほうを76万円減額をさせていただいております。

それから、款5の繰越金でございます。平成30年度決算によりまして繰越金が今年度87万3,000円発生をいたしましたので、こちらのほうを計上させていただいております。最終的にまた歳出の6ページのほうに戻っていただきまして、繰越金については予備費のほうに87万3,000円全額を充当させていただく内容となっておりますのでございます。

よろしく願います。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第32、議案第66号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第33. 議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第33、議案第67号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第67号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ755万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,179万6,000円とする。

第2項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

1ページ、第1表の歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款3国庫支出金項1国庫負担金1億1,662万1,000円に84万8,000円を追加し、1億6,746万9,000円。

款5県支出金項1県負担金1億5,059万7,000円に126万3,000円を追加し、1億5,186万円。

款7繰入金項1他会計繰入金2億347万7,000円に31万1,000円を追加し、2億378万8,000円に、基金繰入金311万8,000円に13万5,000円を追加し、325万3,000円。

款8繰越金項1繰越金1,000円に499万9,000円を追加し、500万円ちょうどでございます。

これに伴います歳入合計11億424万円に755万6,000円を追加し、11億1,179万6,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費4,853万3,000円に34万円を追加し、4,887万3,000円。

款6 諸支出金項1 償還金及び還付加算金10万2,000円に503万5,000円を追加し、513万7,000円でございます。

款7 予備費項1 予備費95万6,000円に218万1,000円を追加し、313万7,000円でございます。

これに伴います歳出の合計11億424万円に755万6,000円を追加し、11億1,179万6,000円になるものでございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、保健福祉課長のほうから御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、失礼いたします。

議案第67号の介護保険事業特別会計補正予算についての詳細説明をさせていただきます。

6ページの歳出予算をごらんをいただきたいと思っております。

款1 総務費項1 総務管理費目1 の一般管理費でございます。こちらのほうで34万円の補正でございます。

内訳といたしましては、職員手当の関係と共済費と負担金がございます。人件費部分につきましては、職員の扶養等の異動による部分の増額ということで、17万5,000円でございます。

それから、時間外手当ということで13万6,000円を計上させていただいております。要介護認定者の調査件数の増等に対応するために生じてくるものでございます。

それから、負担金補助及び交付金の2万9,000円でございますけれども、こちらにつきましては先般、6月議会のところで御説明させていただきました介護保険料の10円部分の端数の誤徴収を生じておる部分の返還分で、2年を過ぎた方々への還付金の返還をするために必要な部分でございます。県及び県内で該当になります大田市のほうといろいろと協議をさせていただき、このたび過誤納金の返還補助金という形で2万9,000円、こういった形で予算のほうを計上させていただいております。

続きまして、款6 諸支出金項1 償還金及び還付加算金の目の第1号被保険者保険料の還付金10万3,000円でございます。

こちらにつきましては、先ほどの誤徴収の部分のまだ2年の期間が過ぎている部分につきましては、こちらの過誤納付等、還付金ということで10万3,000円を計上させていただき、こちらのほうからお返しをさせていただきたいというふうに考えております。

それから続きまして、目の2 償還金でございます。こちらについては493万2,000円の補正でございます。

こちらにつきましては、平成30年度決算に伴いまして、国・県等々への負担金の精算を実績報告の結果、国のほうに返還をいたします部分が354万6,000円、それから県のほうに返還をいたします部分が65万7,000円、それから年度末のところでは保険料として入っていた部分につきましては、異動等により30年度中に返還できなかった部分の過誤納付分につきまして72万9,000円を歳出予算ということで、31年度で計上させていただき、お返しをさせていただくものでございます。

それから、5ページの歳入のほうをごらんをいただきたいと思います。

まず、款3国庫支出金項1国庫負担金の目で介護給付費負担金でございます84万8,000円でございます。こちらのほうにつきましては、先ほど別メニューの国庫支出金の歳出のほうで354万6,000円ほど返還がございますが、こちらにつきましては介護給付費の負担金分、こちらについては実績報告で逆に不足分が出ておるものでございまして、過年度分ということで84万8,000円が追加交付される部分を予算計上させていただいております。

以下、その下の県支出金の県負担金のほうの介護給付費負担金も同様でございまして、126万3,000円が追加交付が見込まれるものでございます。

それから、先ほど歳出のほうで説明をさせていただきました職員給与費の部分について一般会計から繰り入れをさせていただく部分が31万1,000円でございます。

それから、その下の、款7繰入金項2基金繰入金、それから介護給付費準備基金繰入金13万5,000円につきましては、先ほど歳出のほうで説明をさせていただきました誤徴収の部分の財源ということで、基金の繰り入れをさせていただくものでございます。こちらが13万5,000円でございます。

それで、一番下の繰越金でございますけれども、平成30年度決算によりまして499万9,000円を補正をさせていただき、こちらの差し引きで発生してきます財源につきましては、6ページの一番下の予備費のほうに218万1,000円ほど計上をさせていただく内容でございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第33、議案第67号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第34. 議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第34、議案第68号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第68号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,335万3,000円とする。

第2項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

1ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款4繰入金項1繰越金1,000円に18万1,000円を追加いたしまして18万2,000円でございます。これに伴います歳入合計6,317万2,000円に18万1,000円を追加し、6,335万3,000円でございます。

2ページは歳出でございます。

款1総務費項1施設管理費4,739万1,000円に5万1,000円を追加し、4,744万2,000円でございます。

款7予備費項1予備費50万円に13万円を追加いたしまして63万円。

これに伴います歳出の合計6,317万2,000円に18万1,000円を追加し、6,335万3,000円でございます。

6ページのほうへ移っていただきたいと思います。

まず、歳出でございますが、今回の補正につきましては、繰越金と人件費について調整をさせていただいたという内容でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費1,383万1,000円に5万1,000円を追加し、1,388万2,000円でございます。内訳といたしましては、共済費の一般職共済組合負担金を追加するものでございます。

後ほど見ていただきます繰越金の残りにつきましては、下にあります予備費のほうへということございまして、7款予備費、1項予備費、1目予備費で50万円に13万円を追加し、63万円とするものでございます。

5ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,000円に18万1,000円を追加し、18万2,000円とするものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本案については、詳細説明は行いません。町長の説明をもって提案理由の説明を終わります。

質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。日程第34、議案第68号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第35. 議案第69号

○議長（安永 友行君） 日程第35、議案第69号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第69号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,813万6,000円とする。

第2項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

1ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款5繰越金項1繰越金1,000円に76万6,000円を追加し、76万7,000円。

款7町債項1町債3,910万円に30万円を追加いたしまして、3,940万円でございます。

これに伴います歳入合計1億9,707万円に106万6,000円を追加し、1億9,813万6,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

款4予備費項1予備費20万円に106万6,000円を追加し、126万6,000円。

これに伴います歳出の合計でございます。1億9,707万円に106万6,000円を追加し、

1億9,813万6,000円になるものでございます。

3ページ、第5表、地方債補正でございます。

起債の目的、下水道事業債、補正前の限度額3,910万円を補正後で3,940万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後変更ございません。お読み取りをいただきたいと思います。

今回の補正でございますが、繰越金と今申し上げました町債についての調整をするものでございまして、7ページのほうへお進みをいただきたいと思います。

歳出でございます。

4款予備費、1項予備費、1目予備費でございます。20万円に106万6,000円を追加いたしまして、126万6,000円でございます。

それから、戻っていただきまして6ページでございます。

まず、繰越金でございますが、1,000円に76万6,000円を追加いたしまして76万7,000円。

それから、町債の分でございますが、3,910万円に30万円を補正いたしまして3,940万円とするものでございます。

下水道事業債の説明内容でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本案についても詳細説明は行いません。よって、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第35、議案第69号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第36. 議案第70号

○議長（安永 友行君） 日程第36、議案第70号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第70号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,933万1,000円とする。

第2項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和元年9月6日提出。吉賀町長、岩本一巳。

1ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款5繰越金項1繰越金1,000円に39万9,000円を追加し、40万円でございます。これに伴います歳入の合計6,893万2,000円に39万9,000円を追加いたしまして6,933万1,000円でございます。

2ページは、歳出でございます。

款4予備費項1予備費10万円に39万9,000円を追加し、49万9,000円でございます。歳出の合計が6,893万2,000円に39万9,000円を追加し、6,933万1,000円になるものでございます。

今回の補正につきましては、繰越金の処理でございまして、進んでいただきまして5ページの歳入をごらんいただきたいと思っております。

繰越金39万9,000円を補正をさせていただいて40万円にさせていただきまして、これを6ページにあります歳出のところでは予備費10万円に39万9,000円、繰越金を補正いたしまして49万9,000円とするものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。質疑はないようです。議案第70号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

ただいまより、10分間休憩します。

午後3時07分休憩

.....

午後3時19分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第37. 議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第37、議案第71号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第71号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,351万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,489万2,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第4表債務負担行為による。

地方債の補正第3条。地方債の補正は第5表地方債補正による。令和元年9月6日提出、吉賀町長、岩本一巳。

第1表歳入歳出予算補正でございます。まず歳入でございます。

款9地方特例交付金項1地方特例交付金169万8,000円に135万1,000円を追加し304万9,000円。2、子ども・子育て支援臨時交付金、補正前ゼロでございますが、これに2,274万8,000円を追加し同額でございます。款10地方交付税項1地方交付税32億478万1,000円から6,940万5,000円を減額いたしまして31億3,537万6,000円でございます。款14国庫支出金項1国庫負担金3億6,974万7,000円に923万5,000円を追加し3億7,898万2,000円に、国庫補助金3億1,411万5,000円に26万6,000円追加し3億1,438万1,000円。款15県支出金項1県負担金2億1万1,000円から8万7,000円減額し1億9,992万4,000円。2、県補助金2億7,754万円に147万円を追加し2億7,901万円、3、委託金4,645万3,000円に56万1,000円を追加し4,701万4,000円。款18繰入金項2基金繰入金6億5,179万9,000円から1億2,118万4,000円を減額し5億3,061万5,000円。款19繰越金項1繰越金1,000円に1億4,118万4,000円を追加し1億4,118万5,000円。款21町債項1町債13億907万3,000円に4,737万7,000円を追加いたしまして13億5,645万円。

これに伴います歳入合計が74億137万6,000円に3,351万6,000円追加し、74億3,489万2,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

款1議会費項1議会費7,157万9,000円に2,000円を追加し7,158万

1,000円。款2総務費項1総務管理費8億7,025万5,000円に252万6,000円を追加し8億7,278万1,000円。2、徴税費6,567万3,000円に15万9,000円を追加し6,583万2,000円。3、戸籍住民基本台帳費1,641万3,000円に10万6,000円を追加し1,651万9,000円。5、統計調査費307万円に56万1,000円を追加し363万1,000円。款3民生費項1社会福祉費13億8,066万6,000円に1,562万9,000円を追加し13億9,629万5,000円。2、児童福祉費5億6,100万9,000円に146万8,000円を追加いたしまして5億6,247万7,000円。3、生活保護費8,685万円に605万9,000円を追加し9,290万9,000円。款4衛生費項1保健衛生費3億7,157万7,000円に138万9,000円を追加し3億7,296万6,000円。2、清掃費2億9,363万8,000円に10万円を追加し2億9,373万8,000円。款6農林水産業費項1農業費4億8,013万6,000円に30万1,000円を追加し4億8,043万7,000円。2、林業費9,251万6,000円に16万6,000円を追加し9,268万2,000円。款7商工費項1商工費1億3,843万6,000円に141万7,000円を追加し1億3,985万3,000円。款8土木費項1土木管理費2億2,104万2,000円に10万4,000円を追加いたしまして2億2,114万6,000円。2、道路橋梁費3億1,063万5,000円、これは増減ございません。同額でございます。款10教育費項1教育総務費2億4,767万7,000円に307万3,000円を追加し2億5,075万円。4、社会教育費2億6,735万7,000円に2万2,000円を追加いたしまして2億6,737万9,000円。5、保健体育費6,533万円に43万4,000円を追加し6,576万4,000円。

これに伴います歳出の合計でございます。74億137万6,000円に3,351万6,000円を追加いたしまして、74億3,489万2,000円になるものでございます。

4ページは第4表債務負担行為でございます。吉賀町障がい者総合支援センター管理運営事業費でございます。期間は令和2年度から令和3年度までで、限度額は2,619万1,000円。大野原運動交流広場管理運営事業費でございます。期間は令和2年度から令和5年度までで、限度額は2,040万9,000円でございます。

第5表は地方債補正でございます。起債の目的1、臨時財政対策債、補正前の5,817万3,000円を1億555万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前後変更ございません。お読み取りをいただきたいと思っております。

6ページ以降の事項別明細書ほかにつきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第71号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。

予算書は、最後のページになります。20ページから説明をさせていただきます。

予算書20ページ、給与費明細書をごらんいただければと思います。20ページの上段には特別職の表でございまして、その表の中の下のところですけども、比較の欄に74万8,000円という金額が載っているかと思います。これは後ほど歳出のところでも説明をいたしますけれども、総合戦略推進委員への報酬、それから農林業センサスの嘱託職員に係る報酬、この2つがこの中に入っているというところで見いただければというふうに思います。

それから20ページ下の欄です。2、一般職というところで、（1）総括の表を見てください。比較の欄に今回数字、職員手当、共済費、それぞれ数字が入っているかと思います。その内訳についてはまたさらにその下のほうに内訳をしております。さらに、次の21ページにその増減理由等の説明を記載をしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

それでは、戻っていただきまして、11ページ、歳出から説明してまいります。

中ほどからになりますが、失礼しました。11ページの一番下です。総務費総務管理費、11企画総務費です。002企画総務費ということで、合計としては91万2,000円の予算計上です。内訳はその下に書いてありますけれども、まず、総合戦略推進委員、それから報償金、そして費用弁償、これは先ほど申し上げましたけれども、その委員報酬、それから助言者への謝礼、そして委員と助言者の費用弁償の部分がここに入ってくるということでございます。総合戦略に関しましては今年度が最終年度でして、来年度以降、次期計画についての協議が必要となっております。当初予算で既に計上した部分もございまして、さらに委員会等回数を重ねる必要があるということから、今回予算計上したというところがございます。

それから今見ていただいているところの一番下です。映画「高津川」広報活動負担金42万8,000円の予算計上です。これにつきましては、いわゆる法令外負担金ということになってまいりますけれども、益田市、津和野町、吉賀町で3分の1ずつ負担をするということで、この映画「高津川」の広報を行っていかうということでございます。実際に行うのは、映画「高津川」を応援する会という団体が行うということになりますけれども、そこへの負担金ということになってまいります。この費用をどういったものに使われるかというところまでお話をしておきますと、横断幕であったり、のぼりであったり、そうしたものに使われるということでございます。

それでは次のページに進んでいただきまして、中段のところの2総務費、5統計調査費、1統計調査総務費です。015農林業センサス事業費でございます。その下に嘱託職員、時間外勤務手当、臨時雇用賃金、それぞれ載せております。合計としては56万1,000円の予算計上です。農林業センサスに係る事業費の増が見込まれることから予算計上をしたというところです。

その増加理由ですけれども、報酬単価が上げられるというところ、それから客体数の増加を見込んでいること、そうしたことから、今回補正予算として計上いたしましたというところでございます。

それでは次に進んでいただきまして、予算書13ページです。民生費、社会福祉費、3高齢者福祉施設費です。003特別養護老人ホーム管理費、修繕料として29万2,000円の計上です。内容について申し上げますと、施設はとびのこ苑です。ここの床暖房給湯器、これが故障いたしまして、その修繕を行うというものでございます。

それからその下へ行きます。4障がい者福祉費です。まず005自立支援給付事業費、国庫支出金還付金、県支出金還付金、これらにつきましては実績額が確定いたしましたので、それに合わせて予算計上をいたしましたというところです。それから006自立支援医療助成事業費、更正医療費助成ということで519万8,000円の予算計上。これにつきましては生活保護受給者の入院、それから通院、そうしたものが発生してまいりましたので、それに対する予算計上でございます。その下の007地域生活支援事業費、県支出金還付金、これについては実績額の確定による予算計上でございます。

それからその下です。5障がい者福祉施設費、002障がい者福祉施設管理費、指定管理料654万8,000円の予算計上。これはさっきの議案でも説明させていただきましたけれども、障がい者総合支援センターの今年度の指定管理料というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

それではまた次に進んでいただきまして、予算書14ページの中段からです。民生費、児童福祉費、1児童福祉総務費です。011未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業費ということです。消費税率が引き上げられるということですが、それに対するいわゆる子どもの貧困対策の一環ということで、それに対する事業費の予算計上でございます。その下に明細として時間外手当から載せております。一番下の未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金ということです。内容をちょっと申し上げておきますと、この内容については1万7,500円掛けることの7人というところで見込んでおりまして、12万3,000円の予算計上というところでございます。

それからその下です。2保育所費、007子ども・子育て支援事業費です。大きく申し上げますと、幼児教育・保育無償化に係る事業に関する予算計上ということです。まず保育施設等利用料助成事業補助金ということで、認可外保育所施設等を利用される方々への利用料の補助を予算計上いたしておるというところ。それから保育施設等副食費助成事業補助金、これは文字どおり、副食費の部分について助成を行うというものでございます。

それではまた次に進んでいただきまして、15ページに移ります。民生費、生活保護費、1生活保護総務費、002生活保護総務費です。この中の介護扶助187万9,000円の予算計上

です。これにつきましても受給者の発生がありましたので、それに対応する予算計上ということ  
です。

それからその下の国庫支出金還付金、さらにその下の003生活困窮者自立支援事業費、国庫  
支出金還付金、これらにつきましては実績額が確定しましたので、そのように予算計上をいたし  
たというところでございます。

それではまたさらにその下に下がっていただきまして、今度は、衛生費、保健衛生費、1保健  
衛生総務費、002保健衛生総務費です。この中で、まず記念品として9万円の予算計上をさせ  
ていただきました。毎年、元気な高齢者を推薦いただいて、表彰といえますか、記念品を贈っ  
ておるといところでありますけれども、当初見込みを上回る人数となることが予測されますので、  
その部分について増額した予算を計上させていただきました。

それからその下の県支出金還付金、さらに下に下がっていただいて、2母子衛生費、002母  
子衛生総務費、その下の003子ども等医療費助成事業費、また次のページ行って、3予防費の  
007自死予防対策事業費、それぞれ県支出金還付金ということで、実績額の確定による予算計  
上ということでございます。

ページは16ページに入っております、ちょうど中ほど、衛生費、清掃費、1清掃総務費で  
す。002清掃総務費筆耕翻訳料として10万円の予算計上です。内容について申し上げますと、  
ゴミの分別表があるかと思いますが、その外国語版、これは中国語版をつくるということだ  
けけれども、それをつくるための費用ということでお読み取りいただければというふうに思  
います。

それから、次に進みます。予算書17ページの中段です。商工費、商工費、2観光費、  
003観光施設管理費、修繕料と機械器具費の予算計上です。この施設につきましては、むいか  
いち温泉ゆ・ら・らでございます。まず修繕料については、客室エアコンの故障がありますので、  
その修理費用、さらには大浴場の滑りどめを施工するということが含まれているということ  
でございます。それから機械器具費80万円の予算計上ですけれども、内容としては券売機を1台  
購入したいという、こういうことでございます。

それではまた進んでいただきまして、今度は18ページです。18ページの上段です。土木費、  
道路橋梁費、2道路橋梁新設改良費、004道路新設改良補助事業費です。設計委託料として  
200万円の減額、そして、唐人屋トンネル補修設計負担金として増額200万円の計上をして  
おります。内容について申し上げますと、この唐人屋トンネルの補修の設計について当初計画を  
しておりましたけれども、その部分について、津和野町さんのほうで設計をしていただくとい  
うことになりましたので、その部分について、津和野町さんへの負担金という形で予算を組み替え  
させていただくというものでございます。

それからその下です。教育費、教育総務費、2事務局費、007特別支援教育事業費です。臨

時雇用賃金として263万3,000円の予算計上です。内容としましては、日本語指導をしていただく特別支援教育支援員を2名雇用したいということでございます。この秋に外国から転入生が入ってくる予定というふうになっています。中学生と小学生でございます。その方々に対応するために特別教育支援員を雇用していきたいという、こういうことでございます。

それではまた次に進んでいただいて、19ページです。教育費、保健体育費、1保健体育総務費です。003保健体育施設費43万4,000円の計上です。修繕料として計上しております。内容について申し上げますと、これは立戸スポーツ公園のテニスコートがございますけれども、その照明施設の中の安定器のふぐあいがありますので、これを取りかえるというものでございます。

以上が歳出になります。

それではまた戻っていただきまして、今度は歳入に移ります。

予算書は8ページまでお戻りいただければと思います。8ページの上段からまいります。地方特例交付金、地方特例交付金、1地方特例交付金ということで、節の区分としては減収補填特例交付金、さらに、内訳が個人住民税減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金ということで、これは国からの交付金ということでございます。これにつきましては、消費税が引き上げになるということでさまざまな税の軽減措置というのがあるわけなんですけれども、とりわけ住宅ローン減税、それから自動車の環境性能割、そうしたことで減税が施されているということでございます。これは一方で、税収が減るという話にもなるわけですし、その部分について国が自治体に対して補填をするという、こういうものであります。その額が確定をいたしましたので、それぞれ増額、あるいは減額という形で予算を計上いたしましたということでございます。

それからその下です。地方特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金、子ども・子育て支援臨時交付金ということです。これについては、幼児教育・保育無償化に係る国からの交付金ということで、2,274万8,000円の予算計上をいたしましたというものでございます。

それからその下の地方交付税、地方交付税、1地方交付税です。普通交付税として6,940万5,000円の減額ということでございます。先ほど申し上げました子ども・子育て支援臨時交付金、国からの交付金がございます。その部分と後ほど出てまいります臨時財政対策債、そこいら辺での数字、増額の予算を計上いたしておりますので、そこでの調整という格好になっております。

それからその下の国庫支出金、国庫負担金、1民生費国庫負担金です。まず障がい者自立支援医療費負担金259万8,000円です。これは先ほど説明いたしました障がい者福祉費の自立支援事業費、更正医療費助成のところの歳出で説明しておりますけれども、そこに係る部分、そ

れから生活保護関連に係る部分の予算計上でございます。

それからその下、施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金、これについては補助率の変更、あるいは対象人数の増減によってこの金額の予算計上をいたしたということでございます。

それからその下の生活保護費負担金、これについては先ほど歳出のところで申し上げましたが、歳出の増額に伴い歳入についても増額をするという、こういうことでございます。

では、次のページ進んでいただきまして、最初9ページです。国庫支出金、国庫補助金、2民生費国庫補助金です。未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業補助金ということで、これは歳出のところで幾らか説明を申し上げました。10分の10、国から交付されるというものでございますけれども、その予算計上。

さらにその下に下がっていただいて、生活保護適正実施推進事業費等補助金です。これは生活保護総務費の歳出のところで、生活保護総務費の中にあつたシステム改修に係る部分の国からの補助金ということでございます。

それからまた下がっていただきまして、今度は県支出金、県負担金、1民生費県負担金です。まず、障がい者自立支援医療費負担金です。これも県部分ということになりますけれども、障がい者自立支援事業費の更正医療費助成に係る部分の予算計上。

それからその下の施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金、これらについては補助率の変更、あるいは対象人数の増減によるものの予算計上でございます。

それから9ページ一番下です。県支出金、県補助金、民生費県補助金です。しまね結婚・子育て交付金、県事業でございます。内容につきましては歳出のところで申し上げましたけれども、副食費の助成部分があつたかと思ひます。そのそのこいらに対応する歳入予算というところがございます。

それでは次にページ進んでいただきまして、10ページです。県支出金、委託金、1総務費委託金です。農林業センサスの委託金ということで、これにつきましては歳出予算でも計上いたしました。その金額がここに載ってまいります。これにつきましては、もういわゆる算定式が定まっておりますので、その数字の計上ということでございます。

それからその下、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金ということで、1億2,118万4,000円の減額です。さらにその下を見ていただきますと、繰越金で、純繰越金として1億4,118万4,000円の計上です。したがって、純繰越金のうち1億2,118万4,000円、これについて繰り入れるということ。それから、残った繰越金のうち2,000万円が残るわけですけれども、それにつきましては、また財源調整という形で今回対応させていただいているというところがございます。

それから10ページ、一番下ですけれども、町債、町債、臨時財政対策債、臨時財政対策債と

ということで4,737万7,000円の予算計上。これにつきましては、当初予算をちょっと上回る  
ところでの金額の確定がございましたので、その増額分について予算計上をさせていただいて  
おるといところでございます。

以上で、議案第71号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わ  
ります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長の詳細説明が終わりました。これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 歳出の衛生費で、16ページなんですけど、002の筆耕翻訳料  
ちゅうのがあるんですけど、これ先ほどの説明では中国語のという説明があったんですけど、今  
町内に中国人、主に中国、ベトナム人がおられるんですけど、その比率ちゅうのはベトナム人の  
ほうが多ゆうなってきたんじゃないかと思うんですけど、ベトナム語のあれはないんですかい  
ね。そこら辺、ちょっと。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

まず、比率はまだ中国人のほうが若干多いだろうというように思っていますが、今回、翻訳を  
3カ国語ですることとしております。

1つは英語、英語は臨時職員と教育委員会のALTさんの御協力をいただきまして、ほぼ英語  
の部分は自前でできております。

ベトナム語につきましては、ベトナム人の元学生さんですが、その方が県の国際課のほうにお  
られまして、県に相談しところ、そこでやってもらえるよということがありまして、ベトナム語  
については週1回の出勤だそうですが、その方にちょっとお願いをしているところです。費用に  
ついては、県の嘱託職員ということで費用は要らないということでありました。

今回、中国語であります、中国語の翻訳につきましては、高津川流域特区通訳案内士さん  
という方がおられるわけですが、その方に益田広域の事務局を通して依頼したところです。1語当  
たり10円ということで約1万語あります。10万円ということで予算化をさせていただいたと  
いうことです。

以上、説明させていただきました。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと詳しく説明されたので、もう一度確認はしますけど、英  
語、ベトナム語、中国語と、かかる費用は中国語だけがちゅうことで、ほんで、ベトナム語のゴ  
ミの出し方のちゅうのもあるという、できるという、そういう理解でいいですね。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○**税務住民課長（齋藤 明久君）** 一応、その3カ国をつくるということでいろいろ当たったところですが。一応できれば今月いっぱいできり上げたいという考え方を今持っておるところですが、ベトナムの方が週に1回しか出勤されないという分もあって、ちょっとその分は若干時間かかるかもしれませんが、近いうちにできるだろうというふうに思っておるところです。

○**議長（安永 友行君）** 6番、大多和議員。

○**議員（6番 大多和安一君）** 20ページの給与費明細書で見ますと、時間外勤務手当というのが140万円、今回補正されております。補正像ですが、そのうち福祉事務所を含みます保健福祉課の増加がこの予算書で見ますと137万円、140万円のうち137万円が保健福祉課の増額要求というか、補正の増の要求になっておりますが。

ということは、あれですか。保健福祉課の仕事が急にふえたわけですか。それとも今の社会保障の形で消費税が10%に変わるということで保健福祉課の仕事がふえたのか。それとも、もともとから、ふやさにやいけんかったのがふやしていなかったのか。今までの予算要求が甘かったのか。監査委員の共通事項に関する監査状況の第一で、一番最初に昨年度のことが書いてありますが、このことについては、大体、毎年できておると思いますが、きょうの担当者の方はこのあたりの監査委員なり、議会からこの報告をしておる職員の超過勤務に対することに関しては全然無視されておられるんですか。そのあたりについてお伺いいたします。

○**議長（安永 友行君）** 永田保健福祉課長。

○**保健福祉課長（永田 英樹君）** お答えをいたします。

今回、先ほど特別会計のところでも時間外のところで生じておるところで、補正部分の大部分のところは保健福祉課というところがございます。実際、その部分でふえた要因といたしましては、当初は人件費総額を7%ということで、その中で納まるというようにという形で、（「全然聞こえません」と呼ぶ者あり）済いません。当初予算においては7%枠ということで要求させていただいておるところでございますが、実質、その後のところ、先ほど議員がおっしゃられました消費税増税の関係のところ、今回、新たに出てきたものといたしましては、先般、補正をさせていただいたプレミアム商品券の対応部分でありますとか、あるいは、保育所の無償化の部分での対応というようところが通常業務に加え生じてまいったところがございます。

そういったところで、一時的な業務量の増というようところがございまして、現行等の体制の中で実施をしていく中においては、どうしても時間外勤務で対応せざるを得ないというようところがあるといふのも事実でございます。まして、それ以外のところで個別のケース対応等々、日中相談業務等々がある関係上、どうしても通常業務については時間外に処理をしていかなければならないというよう実情もあるというようところがございまして、それぞれの課員、なるべく効率的に事務を進めて定時に帰るよういろいろと努力はしておるところなんですけれど

も、現実問題として発生しているという実情がございます。決して昨年の監査委員や今回の監査委員、あるいは議会等々からの指摘を軽んじておるというようなことではございませんので、何とぞ御理解のほうを賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） わかりました。ということは、人員をふやす必要はないということを考えておられますね。それから、今回の補正予算でできれば計上されるのかなと思っていたんですが、いつだったかな、今の障がい者の支援センターをつくるときに缶詰の、パンの製造機をつくるんだと、施設をそういうのを準備するんだということで、たしか補正されましたよね。補正予算組まれたと思うんですが。

今回、実は、よしかの里からクラウドファンディングに挑戦してみますというようなことで、クラウドファンディングやられるのはいいんですが、内容は、パンをつくることによって障がい者へ工賃を払いたいんだというようなことを言われるんで、このクラウドファンディングで本当に工賃を払えるんならいいんですが、パンの缶詰にする機械が前回の補正では足りなかったというようなことはまさかとは思いますが、ないでしょうね。もしそれをするためによしかの里でこういうクラウドファンディングをしておるといことになると、吉賀町は障がい者に対して優しいということが全然なくなっておるんですが、そういうことはないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

まず、パンの保存の部分につきましては、前回、追加で補正をさせていただきました分は、事業者がそういった事業を展開する上で対応できるように施設のほうを改修をさせていただいた補正内容でございます。

具体的に、パンの加工実施をするのは、これはよしかの里さんが計画をされて取り込まれることでございますので、その辺の機械の準備、購入等々につきましては、よしかの里さんが実施をされるというふうに理解をしております。

そういったところの財源として、よしかの里さんが自助努力という形で取り組まれておるのが、先ほど議員が言われたクラウドファンディング、そういったものをさまざまな手法を活用して自立に向けた運営について今努力をされているというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） それは、なぜよしかの里がそういうパンを、缶にする施設を準備しなくちゃいけないんですか。町がそういうことは準備するいうて、いうことやったんじゃないんですか。もうちょっと優しい、福祉に優しい町であるということをお願いにしようじゃないか

いですか。よしかの里にそがいなものの準備さすようなことはしないで、町がなぜ補助しないんですか。

○議長（安永 友行君） 大多和議員の質問は議題外にわたりますので、簡潔に、もう一遍、答えていただきます。それで終えてください。

永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

今回、町が整備をいたしましたのは、地域生活支援センター、これは本来町が事業をすべき事業でございますが、今議員がおっしゃられます缶詰パン、こちらのほうにつきましては就労支援型のB型の事業ということになります。

こちらについては町が実施というよりも、これはもう法人さんがそれぞれの運営のために事業計画等々に基づいて実施をされるものでございますので、事業主体については、これは町であれば、それは、当然、町のほうで準備をしなければならないということになりますけれども、よしかの里さんが事業主体ということでございますので、今回、町のほうで予算化はいたしておりませんし、その部分について、よしかの里さんからまた、例えば、補助の申請とかそういったものもまだ出てきておりません。あくまでも自主的、自主財源、みずからそういった経費、費用を確保して実施をしていくんだという自主的な取り組みでございますので、町のほうとしては、今現在、そういった部分で助成をするというような考えは持っておらないところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第37、議案第71号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第38、同意第1号

○議長（安永 友行君） 日程第38、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についてでございます。

別紙の者を吉賀町功労表彰者に選定したいので、吉賀町表彰条例（平成17年吉賀条例第4号）第8条の規定により、議会の同意を求めます。令和元年9月6日提出、吉賀町長、岩本一巳。

名簿等もつけておりますが、詳細につきましては、担当いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意について説明を申し上げたいと思います。

最初に、参考資料42ページをお開きいただければと思います。

42ページ、43ページ、44ページにわたりまして、表彰条例、それから表彰審議会規則、それから表彰審査基準要綱、それぞれ抜粋になりますけれども、記載をさせていただきました。これまでも何度か説明をさせていただいておりますので一々の説明は割愛させていただきますけれども、この条例、それから規則、要綱等に基づいてこれまで選考作業を進めてきたというところでございます。その結果として、今回お諮りをするというところなんです。選考の若干の結果について説明をさせていただきます。

まず、ことしの5月になりまして関係団体に対して推薦依頼を行っております。それからその後、推薦いただいた方々を取りまとめを行いまして、8月1日に町長から表彰審議会に諮問をいたしておるところなんです。その後、表彰審議会を開催させていただいて推薦のあった方々についての審査といいますか、行ったところです。8月28日に審議会から選考結果について町長に対し答申をいただいたということでございます。その結果をもちまして、今回、同意議案として提出させていただいたという、こういう経過でございます。

それでは、議案の別紙をごらんいただければというふうに思います。それぞれの功労者の方々の功績につきましては一番右側の縦の欄に主要なところを記載をしておりますので、ごらんいただければというふうに思います。今回表彰選考させていただいた方々、お名前をお読み上げてまいりたいというふうに思います。

最初に、表彰区分のところではいいますと、農業委員、村上幸子さん、それから選挙管理委員会、齋藤善登さん、それから選挙管理委員会、吉村哲夫さん、それから次に、産業経済功労の分野で、河野昭子さん、それから六日市加工所様、それから次に、保健医療福祉功労として、重富亮さん、それから齋藤勝輝さん、河野孝祐さん、梅田修司さん、田村直間さん、安永利夫さん、そして最後に、その他の功労として、福原妙子さん、渡邊恵子さん、石井泉さん、以上でございます。

以上で説明終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、日程第38、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第38、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意については同意することに決定をいたしました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦勞でございました。

午後4時12分散会

---